監獄協會雜誌

第貳拾五卷
第四號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治廿一年五月創刊每月一回二十四日發行（明治四十五年四月二十四日發行）

監獄協會雜誌第貳拾五卷第四號目次

○論　說……（一頁）
○刑事政策論の要領……司法省參事官　大場茂馬
ドクトル、ユリス
○講　演……（九頁）
○ルヘ井第十三、十四世の朝に於ける佛國裁判の事情（承前）
……東京帝國大學
法科大學教授　法學博士　中田薫君
○資　料……（二五頁）
○刑事被告人の身神狀態……長野監獄
○長野監獄凍傷豫防方法に關する成績……
○談　叢……（八六頁）
○藤澤典獄慢齋餘談……
○統　計……（四一頁）
○明治四十五年二月末日現在々監人員表……
○明治四十五年二月末日現在受刑者罪名表……
○明治四十五年二月末日現在々監人員監獄別表……（四七頁）
○說　林……
○手術上の過失に對する醫師の責任……
○血族結婚の利害……
○遺傳犯罪の一例……
○纏綿と犯罪……
○恐るへき酒精飲料……（五二頁）
○寄　書……
○長野縣下の保護事情……白井勇松
○品性の修養……尾原靜衆
○通　信……（六三頁）
○大分たより……江上秀吉報
○遠州保護會發會式……
○彙　報……（六七頁）
○指紋の效果……
○傷害事故……
○刑の執行猶豫及取消人員……
○死體解剖の數……
○看守の懲戒免職人員……
○札幌監獄の風害……
○議員の巢鴨監獄參觀……
○甲府監獄の落成式……
○朝鮮監獄令……
○叙　任……（七一頁）
○會　報……（七二頁）
○監獄官練習所の開始……
○監獄官練習所寄宿舍規則……
○茶話會……
○谷田會長の福島出張……
○會長及理事の臨場……
○豊野理事の巡囘……

監獄協會雜誌第貳拾五卷第四號

論　說

○刑事政策論の要領

司法省參事官
ドクトル、ユリス　大場茂馬

第一節　刑事立法政策の要項

第一　刑事立法政策の標準

第二　刑事立法政策の目的の二分類

（一）　刑事政策の積極的目的

（二）　刑事政策の消極的目的

第二節　刑事社會政策の要項

第一　狹義の刑事社會政策の要項

（一）　前科者に對する處置

（二）　犯罪行爲ありたる幼年者に對する處置

第二　廣義の刑事社會政策の要項

刑事政策は犯罪の鎭滅若くは減少を目的とする立法政策を謂ふ。立法者の地位に立て犯罪の鎭滅若くは減少を企圖する道に二あり。其一は如何なる原則に基き刑法及ひ刑罰を定むるを以て最も可良なりと爲すを得へきやを論究するものなり。此點に於て刑事政策は刑事立法政策と其意義を同うするものにして刑法は如何なる原則に基き之を立法すへきやを論究するものなり。其二は如何なる原則に基き犯罪豫防を企圖するを以て最も可良なる方法と爲すへきやを論究するものなり。此點に於て刑事政策は刑事社會政策と其意義を同うするものにして犯罪豫防の直接なる法規は勿論苟くも犯罪の發生若くは其增加、減少に影響ある事項に關する處置を論究すへきものなり。刑事政策の二大綱目たる犯罪の抑壓（Repression）と豫防（Prävention）とは此二者の區別と合致するものにして犯罪の抑壓に關する政策は刑事立法政策に該當し犯罪の豫防に關する政策は刑事社會政策に符合す。以上の區別に從ひ先つ刑事立法政策の要項を說き次に刑事社會政策の要項を明にし以て最も可良なりとする刑事政策論の要領を揭くへし。

第一節　刑事立法政策の要項

第一　刑事立法政策の標準

犯罪の鎭滅若くは減少を企圖せんとするには如何なる原則に從ひ犯罪及ひ刑罰を定むるを以て最良なりと爲すへきやは重大なる問題にして深思熟慮を以て之を解決するを要す。凡そ物を使用して有效なる結果を收めんと欲せは先つ之を使用すへき目的と其使用すへき物の實質とを明にし而して後其目的と其實質とに最も能く合する所に從ひて之を使用せさる可からす。其目的にして明ならすとせんか其結果を望む能はさるは勿論なり。其目的にして可良なりとするも其使用せらるへき物の實質に一致せさるときも亦到底良果を收むる能はさるは自明の理なり。刑事立法を以て犯罪の鎭滅若くは減少を企圖せんと欲せは須く思慮を周密にして其定むへき刑法及刑罰は各其目的及ひ實質に最も能く適合する所に從はさる可からす之を略示すれは左の如し。

刑法は世道風敎及ひ法律秩序を維持するに依り人類一般の利益を保護するを以て其目的とするものにして嚴峻なる制裁を以て其遵守を强制する人類行爲の準則たるを以て其實質と爲すものなれは刑法を定むるに當りては須く此目的及ひ實質に最も能く適合する所に從はさる可からす。刑罰は刑法の威嚴信用を保持するを以て目的とするものにて刑法の遵守を强制すへき唯一の制裁として違反者に罪責に比例する害惡を加ふるを以て實質とするものなれは刑罰を定むるに當りては此目的及ひ實

質に最も能く適合する所に從はさる可からす。此兩者の目的及び實質に從ひてこそ始めて刑法の威嚴信用は之を確保するを得へく世道風敎及び法律秩序は之を最も能く保持し人類の利益は之に依り最も能く之を保護するを得へし

第二刑事立法政策の目的の二分類

刑法及び刑罰に依り直接若くは間接に達し得へき目的は之を概括して第一積極的の目的、第二消極的の目的の二と爲すことを得。刑法の威嚴信用を確保するに依り世道風敎と法律秩序を維持し以て民衆一般の品位を高くし又之に依りて人類一般の利益を保護するを得るか如きは刑法に依り達し得へき積極的目的なり。又刑罰の威嚇と刑の執行に依る威嚇とに依り較もすれは惡事を爲さんとする者に對し刑法の制裁の恐るへく侮る可からさることを警め且つ誡ゆるか如き（一般豫防 General-prävention）又既に罪を犯したる者に對し刑罰を加へ或は感化遷善し或は之に威嚇を加へ犯罪の結果の恐るへきことを知らしめ又は之か自由を奪ひ以て將來の罪を犯さゝらしむるか如き（特別豫防 Special-prävention）は刑法若くは刑罰に依り達し得へき消極的目的なり。前者は積極的利益を企圖するものにして犯罪ありたるを機會とし刑罰を科し以て刑法の威嚴信用を確保し之に依り一般の利益の保護を確實にせんとするものなり。後者は之に反して消極的に害惡を避けんとするものにして刑罰の執行に依り惡行に對する惡報を示し何人も惡行を爲すことなからしめ又既に惡事を爲したる者をして再び惡事を爲さゝらしめ又は爲す能はさらしむるものなり。此積極的目的と言ひ又は消極的と言ふも共に刑法若くは刑罰に依り同時に達し得へき目的の內容を分解して解釋したるものなり。刑法及び刑罰に依り達し得へき目的は出來得き丈け多く之を達し得へき方法を講するは刑事政策の最も其當を得たる所なりとす。而して之を達せんとするには或は之に對する法令の規定を要すへく或は當該官吏の注意を要すへし。

(一)刑事政策の積極的目的

刑事政策の積極的目的を貫徹せんと欲せは刑法及び刑罰を定むるに當り各其目的及び實質に最も能く合致せしめさる可からす仍て刑事政策の要求なりとして例示すへき主要なる事項を示せは左の如し。

(甲)刑法に定むる準則（刑事上の準則）は道義の準則と一致せしむるを要す。道義の準則中最も重要にして之か遵守を強制するに刑罰を以てするを要するものは之を刑法に採用すへし。換言すれは強制的遵守を要すへき根本たる道義の準則は同時に刑事上の準則たらしむへし。道義の準則か認めて甚たしき悖德なりと爲すへきものを默許するか如き道義の準則か認めて惡行と爲さゝるものを罰するか如きは極力排斥せさる可からす。刑政の要は世道風敎か認めて公正穩健とする所に從はさる可からす。即ち人心の歸向する所を尊重し之を輔けて善に導くにあり。一般民衆か意

外とするか如き刑法は極力之を避けさる可からす。

(乙)刑法は重要なる人間行爲の準則たる實質を有せしむへし。從て主として故意（犯罪構成の事實を知て之を爲すの意思）ある場合及ひ例外として過失ある場合を罰すへし。其故意若くは過失なき場合は之を罰す可からす。又幼者、精神病者の如き眞正の意義に於て故意若くは過失ありと謂ふ能はさる者は之を罰す可からす。

(丙)刑罰は罪責に對する應報にして刑罰の種類及ひ分量は罪責と正比例ならさる可からす。罪責なき者は假令社會に危險なりとするも之に刑罰を科す可からす。斯る者に對しては刑罰を科すよりは寧ろ主として刑事社會政策に依り之か救濟を企圖すへきなり。可からすして行政的保護を施すへきなり。行爲者の罪責大なるか故に之を重く罰するは相當なれとも罪責小にして危險大なる場合には之に重罰を加ふ可からすして此場合には刑罰に依らん

(丁)刑罰それ自身は一種の害惡なる以て之を科するは必要止むを得さる場合のみに之を限らさる可からす。從て其科すへき種類分量と雖も必要止むことを得さる範圍を超ゆ可からす。其結果として刑罰の種類は成るへく之を多數にし其分量は成る可く多數に分割し得へく從て各罪責に最も能く符合すへき種類及ひ分量を選み得へく規定せさる可からす。斯の如くして始めて各必

要の範圍內に限定せる刑罰を科するを得るものなり。之に反して刑罰の種類を減少し僅少の種類の刑罰を以て各種の罪責に應せんとする如きは恰も二三の藥種を以て無數の疾病に應せんとするに等しく到底其良果を望む能はさる場合あるを免れす。故に刑罰の種類は出來得へくんは之を增加すへし

(戊)刑法は一面道義の準則たる性質を有するを以て之か違反に對する刑罰を定むるに當りても常に道義の準則に矛盾せすして却て之を補ひ之を助くるの性質を有する刑罰を選むを要す。換言すれは刑罰を定むるに當りても人倫を以て基本とし風敎を匡正するの趣旨に則らさる可からす。舊君の讐を酬ゆるか爲め殺人罪を犯したる四十七義士に對して普通の醜辱刑を以てせすして其名譽を傷けさる意味に於て切腹の言渡を爲したるが如き精神は今日の刑罰を定むるに當り之を採用すへきなり。故に刑罰の種類を二大別し破廉恥罪に科すへきものと然らさるものとを區別し其犯罪の性質か破廉恥罪に屬せさるときは勿論其犯罪の性質破廉恥罪に屬するも行爲者か之を犯すに至りたる心意若くは動機にして破廉恥に非すして却て人倫に合し風敎に適するものあるときは之に破廉恥罪に對し科すへき刑を以てせすして其然らさる刑を科すへきなり。例へは病父の醫藥の料を得んか爲めに窮迫の餘り竊盜を爲したるか如き者に對する刑罰は普通破

廉恥罪に適用すへき懲役刑を以てせすして特に之と區別したる自由刑を以て之を罰し以て其罪は之を罰するも其精神は大に賞揚すへき趣旨を明にせさる可からす。又如上の趣旨に則るときは名譽刑の如きは刑政上最も重要なる價値を有するものにして廉恥を破ること甚たしき罪質を有する犯罪には原則として之を適用すへく斯る罪質を有する犯罪に屬せさるも尙ほ行爲者の心意及ひ動機陋劣にして賤むへきときは尙ほ之を適用すへきなり。（以下次號）

講演

○ルヰ第十三、十四世の朝に於ける佛國裁判の事情（承前）

東京帝國大學法科大學教授　法學博士　中田薫君

丁度話が變りまして、ルタンの町にユルズールといふ修道院といふものがございます。是は御寺でなくして世の中を避けて耶蘇の道といふものを始終研究して居る修道者の居る處であります、併かし此のユルブールの修道院は主に尼さんを教育して居るのであります。それから尼さんにならぬ俗人の女子共にも宗教上の教育を授けて居るのであります、然るに丁度千六百三十二年は此尼さんの修道院の管長をして居つた所の人が死んで、その代はりは誰であるかといふと、グランデエーの敵であるミニョンが轉任して來て管長になつた、それから間もないことであります。其修道院に居りました尼さんの長と女學生とに惡魔が附いたといふ噂が出た、惡魔が附いたと申しまするのは此時代には能くあつたことでありますが、今日、日本でもまだ田舍の邊に往くと殘つて居りますが、狐附き、或は犬附きといふものがあります。私が誰かに對して怨を持つて居る其の怨を報ふる爲めに狐なり犬なりを殺して

自分の代りに祟つて呉れといふと、死んだ犬とか狐とかいふものゝ怨霊が私の怨みに思つて居る人にくつ附く、さうすると其人が狂人になる日本でも巫女のやうなものを連れて來て御呪をして、そして怨霊を拂らつて貰らふ、諸君も定めし御承知の方があちうと思ふ。それが外國では惡魔が附くのであります、惡魔は人間以上の力を有つて居る、即ち神通力を持つて居る、それで魔法の術を知つて居る者が、自由に天下の惡魔を自分の手足のやうに使つて、さうして自分の怨のある者に附ける、さうすると丁度日本の狐附と同じ作用をするのであります、ユルズールの尼さん、それから女學生といふものが此の如き惡魔に附かれた。そこで管長のミニヨンがルダンから程遠からぬシーヌといふ町から惡魔落しの術を知つた坊さんのバレーと云ふものを呼んで、本當に惡魔が附いて居るのであるか調べて見やうといふので、內々色々責め立てゝ見た、さうすると實に以ての外のことがあるといふことになつた、此の惡魔落しのバレーと云ふ坊さん隨分野心家で、自分は豫言者だといふやうなことを言つて居る此の如き惡るい性質のバレーとミニヨンの兩人とが立會にて惡魔に附かれた尼や女學生を責め立てた處が實に意外の珍事が露顯したと云ふことである。それで彼等兩人は相談をして唯だ寺の內丈けでやつて居つてはいかぬ、一般公衆にも立會せて惡魔落しをやつて其事を聞かせなければならぬ、のみならず當時惡魔を使ふとか或は魔法を使ふといふことは法律上非常に嚴禁されて居るのであります

から、裁判官も一つ立會つて貰はなければならぬといふので、其處の町の裁判官、當時バイーと唱へて居ります。實際は其當時裁判をして居らない唯だ名義上監督をして居るのでありまして、實際裁判をするのは其下に立つて居ります役人例へば刑事ならリユートナン、クリミネル、民事ならルユーナンシビールと云ふバイーの下役が裁判するのであります、此のバイーの許へ使をやつて惡魔附が私共の修道院に居る、それに甚だ意外な事件が含まれて居ると思ふから、一應どうか御立會ひを願ひたいと言つてやつた、そこで職掌柄でありますからバイーは裁判官を引連れて、定められた日に於てその修道院に出かけた一般公衆にも立會を許したのである、處で一人の尼さんといふのは非常な美人であつたのであります、其當時惡魔といふものは美人でなければ附かないとしてあつた。——そこでその尼さんの部屋に往つて見ると、小さの寢臺の上に寢て居る、裁判官一行の來たのを見るといふと美しい尼さんが痙攣を起した。そして言ふに言はれない恐ろしい顏をした、一見惡魔附の樣に見えたそこで愈々惡魔落しをするといふので、バレーが色々儀式をしまして、終りに今度色々質問を出す、所が此尼さんや女學生などは今まで、羅甸語を知らぬ譯でありますが、此惡魔が取附いて以來急に羅甸語が能く分ることになつたのであります、そこでバレーなどが羅甸語で質問をする、先づ第一にどういふ譯で取附いたかと聞くと、尼さんに取附いて居る惡魔が非常に怨があるから取附いた、と羅甸語で答

えた。どういふ手段で取附いたかといふと、薔薇の花によつて取附いたと斯う言つた、そこでお前の主人は誰であるかといふと悪魔はユルバンと答へた、今度は姓は何といふのであるかと尋ねると、グランヂエーといふ、身分は何かと問ふと坊さんであると云ふ、何處の坊さんであると云つたらば、サンペールの坊さんであると答えた。乃ち此悪魔を使つた主人と云ふものは前のユルバングランヂエーであると云ふことになる、そこで聽いて居る者が驚いた。詰りグランヂエーが魔術を使つて尼さんに取附かしめたといふことをいふので皆驚いたのである。裁判官連が其部屋を出るとミニョン等は裁判官に向ひ御聞きの通り甚だ怪しからぬことである。此の間も魔術を行つた爲めに處刑された者がある。其例に依つてグランヂエーを告發して裁判されては如何ですと言つたのであります。併かし裁判官は職掌柄丈けにそう輕々に動かない、もう少し詳しく調べた上でなくつては事實の眞僞は分らぬ先刻怨によつて取附いたと云つたが如何なる怨か其邊の處をもう少し聽いて見たいといふと答へた。するとミニョンが言ふにはそんな物好なことをやると困ります。さういふことは御止めになつたが宜しからふと云つて應じない。それから今度は女學生の部屋に行つて同じやうな質問をやると、其女學生といふものは前の尼さんよりも少し無學であつたらしい。といふのは羅甸語が餘りスラ〳〵と喋べられないのみならず餘り質問をすると五月蠅いといふやうな、顏をして隱れて仕舞ふといふやうな風であつた。先づさういふやうなとで其日は濟んで仕舞つたが、そこで裁判官が歸つて來て、どうもおかしいと思つて居ると、市民の中にも此事が忽ち評判になつた一部の人は絶對に此事を信ずる、併かし多數の意見に從へば是は嘘である、元來ミニョンとグランヂエーとは仲が悪いのであるからミニョン一派がグランヂエーを陷れる爲めの奸計であらう檢事のトランカンやミニョン一派は近來或る處で屢々秘密に會合をして居た、必ず此會合の結果此度の事件が出來たのでグランヂエーに對する隱謀に違がいないと、かういふ說が多數を占めて居る。裁判官は色々考へて居ると、矢張り自分も疑を起した。それで二三日經ちましてから裁判官一同で其寺院に往きまして、是から以後といふものは我々の面前に於ける外は悪魔落しをしては困る。我々が立會はないで一般の公衆の前で色々な事をして居つては困る、又た今度から悪魔落しをする人の撰擇は裁判所の方に一任して貰ひたい。それからミニョンは管長でもあるし且つ又た之からグランヂエーと敵の關係になつて居るのであるから、此事に直接に立會ふといふことは甚だ面白くない、故に今後は差控へて居なさる方がよからうと云ふことを申出したのであります。申出して見たけれどもミニョン一派は此事に對しては何にも言はぬで、今夜今一度來て下さい、さうすればまだ〳〵充分に證據を御目に掛けますからといふやうなことを言てごまかしてしまふ。實際言ふと宗教上の權力と俗界の裁判權とは互に犯すべからざるものになつて居るのであります

から、迂かりすると權限問題を惹起して坊さんと喧嘩することになるから、裁判官の方でもひどく干渉は出來ない、そこで其晩になつて又再び惡魔落に參列して見ると證據處か却てミニヨン一派の失策ばかり出て來る例へばバレー呪をして薔薇の花を燒くと惡魔が附いた花であるから一種の臭氣が出ると云つて燒いて見たが一向臭がせぬ、或は何かやつて居る中に猫が天井から落ちて來た其猫に對して咀をして見ても猫は泰然自若として居る。こんな失策があつた爲めにミニヨン一派の評判が段々惡くなつて仕舞つた。さういふやうなことで裁判官側及び坊さん側で何度も色々なことをやつたのであります。けれども段々やればやる程尻尾が出て來る、どうも嘘らしいといふ證據が出てくる、例へば尼さんに羅甸語を喋らせると段々怪しい羅甸語になつて、文法の甚しい誤りをして見たり、佛蘭西語を羅甸語に飜譯したといふやうな妙な言葉を遣かふ、又何んでも知つてるといふから問ふて見ると一向答へぬといふやうな譯である。非常に怪しくなつて來た、一方に於きましてグランヂエーは其事を自分が聞きましたから、裁判官の前に出で、實際嘘であると思ふ、之を公平に審議を求めるには、二人の惡魔附を修道院の外に別居させて見なければならぬ、又惡魔落しの人も裁判所で撰むべし又た醫者にも診察させて見なければならぬと云ふことを申出した、其事を裁判所も尤もだと思つて居るけれども、さう干渉は出來ないのでありますから、致方がない、其間には色々面白い話もありますが、さういふことを一々申上げると長くなりますから是は措きまして、段々事件が進んで來ますると、丁度偶然にもボルドーのアーチビショップが來たのであります。是は曾てグランヂエーの上訴に對して再審をして終に無罪にした人であります、それがルダンまで來たのであります。グランヂエーが早速其アーチビショップに訴へたアーチビショップは直ちに其修道院に嚴命して兩人の惡魔附を修道院から離隔せしめ惡魔落しの役人も醫者もアーチビショップの方で撰定し、裁判官立會の上で公平なる惡魔落をさせて見た、所が奇體にさうすると兩人の惡魔附は間もなく治つて仕舞つた。それで又是が嘘であるということが分つてしまつた。ミニヨン一派の奸計は今度も亦た失敗した、併かし之にも懲りず猶ほ來るべき機會を待つて居た故で話が又た變りまして、當時のルイ十三世の宰相といふのは歷史上有名なカルヂナル、リシュルユーであります。此人は微賤から身を起して段々宰相にまでなつた、非常な剛腹な人である、自分の敵と思ふものはドシ〳〵ひどい目に遭はせる。一方には貴族の專制を抑へ、一方には外國即ち墺地利あたりの權力を抑へ、ルイ十三世の時代に佛蘭西を盛にした人であります、けれども目的の爲めには無理な裁判をして、ドン〳〵片ツ端から政敵を首にした人である。此カルヂナール、リシュルユーは當時國內の城廓を毀つといふ政策を執つた、といふのは今まで貴族が屢々城廓に據つて謀叛をしたことがある。城廓は謀叛を起す根據であまりますから、それ故に國內の城廓を毀つことにして、そ

れでルダンの町にも城廓があるからこれを打毀つ爲めにリシュルユーの股肱の臣であるローバルトマンといふ人を寄越した此ローバルトマンといふのはいつでも政治的犯罪に對して裁判官を承まはつてドシ〳〵政敵を殺して仕舞つた人であります。此人がルダンに來たのであります、所が彼のユルズールの修道院で先頃惡魔に附かれたと云ふ尼さんは丁度此のローバルドマンの親類に當つて居るのである。そこで此機會を利用しミニヨン一派はローバルドマンがルダンに着するや否やグランヂエーのことを色々讒言をして巴里に歸へつたら宰相にグランヂユーのことを惡く言ふやうに頻に賴んで讒言をした、所が此頃「靴屋の娘」と云ふ小說が出た著者は分らぬが中にはカルヂナル、リシュルユーの微賤の時からの閱歷を惡く書いてある曾て靴屋の娘と私通したといふことなど書てある。そこでリシュルユーは非常に憤慨して、其著者は誰であらうかと詮索して居た。所が當時佛蘭西の王妃の侍女にシヤモンと云ふものが居ましたが此女はルダンの生れのもので丁度グランヂエーのお寺の信徒であつた面して當時彼の靴屋の娘と云ふ本の種子は此シヤモンから出たのではないかと云ふ樣な評判があつたので彼のミニヨン一派は此の評判を利用して彼の小說は實はグランヂエーの著書であるといふことを言ひふらしたのであります。すると間もなく此評判が宰相の耳に入つたリシュルユーが思ひ廻らして見ると未だ微賤なる僧職に居た頃ルダンの町で坐席の先後のことでグランヂエーと爭つてまけたことが

ある、宰相は此に於て大に怒つた早速グランヂエーをひどい目に遭はしてやらうなどゝ考へて居つた丁度その時にローバルトマンがルダンから巴里へ歸つて來た。それから宰相に謁してルダンに居る間と惡魔を使かつたのはエルバングランヂエーであるとのことである彼れは頗る惡人であると云ふ樣なことを報告した。宰相殿は此事を聞くと直ちに例によつてローバルドマンを全權委員に任じルダンに到りグランヂエーの一切の犯罪を審理して判決せよと云ふ命令を出した、今日から見れば宰相が此の如き裁判官を臨時に任命すると云ふことは妙な感じが致しますが當時では珍らしいことではないのであります。一體其當時普通の裁判所と云ふものは澤山ありました國王は司法權の淵源なりと云ふ思想から國王は何時でも特別の裁判を命ずることが出來たのであります所謂特命委員裁判と稱するものであります、手續も極く容易で又事實から云ふと隨分無法な裁判をしたのであります。是は其當時政敵に對して用ゐたので此の委員裁判の爲め有名な政治家貴族が大分命を落したのであります、是は革命の時までさういふ裁判が折々ありました。今度グランヂエーの裁判といふものも此種の裁判で、ローバルドマンが此特別裁判委員に任命されたのであります、そこでローバルドがルダンにやつて來ると其處の裁判官に命令して直ちにグランヂエーを逮捕して牢屋に入れて仕舞つた。それから引續き審理

を始めた、無論グランヂエーはさういふことはないといふことを言ひ張つたけれども、段々事件は進行するグランヂエーは仕方がないからホアチエーのハールマンと云ふ高級の裁判所に上訴したが、その上訴狀はローバルドマンから握り潰されてしまつた。（以下次號）

○川越分監少年受刑者の處遇

浦和監獄典獄　三浦貫

私は此席に罷出、川越分監の實況をお話申上ることは、私の光榮とする所でムります、實は豐野君より度々お勸めを蒙りお斷り申上兼、已を得ずお話を致すことになつたのでありますが、私は箇樣なお集りの席で、お話を申上るのは今日が初めてゝムります、殊に口不調法でムりますから、お聽き苦しき所は何卒御容赦を願ひます。

扨少年受刑者の處遇を一通りお話申上るには、約三時間を費すでありませう、さうは時間を與へられませんから、成るべく簡短に要を摘でお話を致す考でありますが、二時三十分より南條博士のお話があるさうでありますから、全部お話をする譯には參りますまいが、兎に角其時間まで出來得る丈けのお話を申上げますが、何等御參考になるやうなことはあるまいと思ひます、反て私は各位の御指導を願ひ行屆かない所は、改めるやうに致したい、考でお話を申上るのであります。

先づ順序と致しまして、川越分監の位置及沿革を一寸申上ます。

第一　位置及沿革

分監の所在地川越町は、武藏野の北隅舊川越城下に在りまして、戸數は四千三百、人口は二萬一千餘あります、そして土地の人皆淳朴で一般に勤儉の美風があります、町の附近は農業が盛んで就中麥、甘藷を多く產出します、工業としては織物、染物、指物が重なるものであつて商業は埼玉縣第一位を占むるのであります、箇樣な土地でありますれば自然少年の敎育にも適當であらうと考へます。

分監は初め町の東方舊城趾にありまして、明治三十五年より東京附近の監獄の懲治人を集めて敎育を致して居りましたが、幸に土地の人が此事業に同情を寄せられ、出場後保護を引受けて呉れる者が多くなりました。其上分監の建物が如何にも狹ひどいので、有志の人が相圖つて同町大字西町に新築用地一萬坪の獻納を申出ました。其筋に於ても當時新築の議が起つて居りましたので、四十年中其土地を受納し、新築に着手致しましたのであります、それから四十一年に至つて改正刑法實施となりました結果、少年受刑者を收容することゝなり、其れが爲めに最初の設計の幾分を變更致しました、私の浦

和に轉任して來ましたのは、四十二年の三月でありましたが、其時には既に六分通り建築が出來て居りました。其後又設計を變更して獨居監等をやつと造つたのであります、そして四十三年十二月落成式を擧げました。此の建築には金五萬圓を要したのであります、是れが今の分監であります、位置としては町の南端れにあります、周圍は畑地で地味佳良農業の實習にも都合のよい所であります、而して交通の便は川越鐵道の停車場に六丁餘、川越大宮間の電車起點まで十八丁餘であります。

第二　構造、設備

監房は五棟あります、第一監は雜居房十二房、一房十八枚敷で定員を七名と致して居ります、第二監も雜居で六房あります一房四十枚敷定員十五名、第三監は獨居房で二十五房であります。次は病監で甲乙二棟あります、甲には普通の病者、乙には傳染性の病者を收容することに致して居ります。拘禁定員は二百名の見込で建築したのでありますが、目下二百四十名收容して居ります。

工場は一棟しかありません、それを四區に別つて居ります、第一區、第二區は、初犯十六歲以上で百四十二名、第三區は累犯十八歲未滿で三十四名、第四區は累犯十八歲以上で三十一名就業致して居ります。

敎場は一棟で、之を三室に別けて居りますが、一室二十坪で一人用の机を四十八脚備へ付けてあります、それに廊下が付て居ります。

敎誨堂は、梁間五間桁行十間のものが一棟あります、此の敎誨堂は、特に注意をして外の建築物よりもよく造つた考であります。

廳舍は一棟でありまして、其内に廣き一室を設け、之を司獄官會議室及食堂に充て職員は此處に集つて會食しながら、話し合ひ意思の疏通を缺くことのない樣に常に親密を圖つて居ります。

構造設備は、未だ不完全な所があります。其れゆゑ獨居監、工場及食堂等の增築並に電燈若くは瓦斯燈を設備するの必要を認めて居りますが、國費御多端の折柄、まだそれが行はれないので困つて居ります。

第三　拘禁

建築最中でありましたが、明治四十二年の七月橫濱監獄に在る十八歲未滿の受刑者を、百名收容すべしといふ令がありました、其れ故早速準備にかゝり先づ八月廿五日に本監に在りました、受刑者十名を移監致して置いて、翌二十六日に橫濱より二十名引取り、其後數回に全部引取りました。更に同年十月に至りまして東京、千葉、前橋、甲府の四監獄に拘禁する少年受刑者を收容すべしといふ令がありました、爾來各監獄より移送がありまして、四十三年十二月十三日落成式の當日は三百名と相成

りました、其後昨年に至り東京監獄よりは、横濱に移送せられました爲め、一時減じて目下收容中のものは、二百四十名に過ぎないのであります。其內初犯百六十四名、累犯七十六名であります、而して刑期は二月以上十五年までの者があります、罪質は勿論窃盜が多く、百六十二名ありまして百分比例六七、に當ります、次に放火が三十名、以次は詐欺の十七名で、重もなるものは先づこんなものであります。

第四　職員

職員の定員は、分監長一名、看守長一名、監獄醫一名、教誨師二名、內一名は囑託であります、教師五名內一名は體操受持であります、看守四十二名、授業手三名、其內活版工一名、木工一名、裁縫工一名でありました。常に定員通り配置してありますが、第一適當の職員を得るに苦むのであります、先きに立つ私が無學でムりまして、只多年監獄事業に從事して居つて、多少處遇上の實驗があるに過ぎないので、お恥かしい次第であります。分監長は本監で二課長をして居つた人ですが、自分の子供をよく世話するやうであるから、宜しからうと思つたのでありますが、實際職員を統御し、多くの少年を世話するのは骨が折れます、監獄醫、教誨師及び教師は差し置いて看守の教養がなか〳〵困難でありますが。先づ教養の方法としましては一、分監長又は看守長指導の下に、每週一回學術及實務の練習

をさせ二、每月一回教誨師をして精神修養上の講話を致させ三、每月第三の日曜日に茶話會を開いて實驗上の話を致し、又實務上の研究を致して居ります、其他落成式の紀念として設けてある所の共同文庫に設へ付けの書物を看て、智識を進むるやうにして居ります。それでもまだ十分ではありませんから、僚友申合十二箇條を定めまして之れが實踐躬行に力めて居ります、之れは手帖と同じ寸方の厚紙に印刷して各自に交付して恰も僚友の憲法なるが如く大切にして居ります。

僚友申合

一忠孝を重んじ神佛を崇敬し報恩の念を忘るまじき事、二紀律を守り職務を重んじ上下心を一にして誠實に勤務する事、三公私の區別を明かにして職責を盡し公務上の秘密を嚴守する事、四信義を重んじ愛敬を旨とし言語動作を愼み和合共助し各其本分を發達を圖り困難に打勝ち事業の改善を期する事、七何事も速に之を行ひ明日に讓るまじき事、六文武を研究し精神の修養と智識の人に迷惑を掛くまじき事、九勤儉出入を制し貯蓄に心掛け奢侈に流るまじき事、十常に自己を省み足るを知りて心廣く體胖なるべき事、十一衞生に注意し身體の强健を圖る事、十二一家の和合を保ち子女の教養に强め時々無邪氣なる樂を爲して常に氣持よく暮す事、以上實踐躬行に力むる事、

明治四十四年十二月十五日協定

浦和監獄

尙ほ修養に資する爲め格言を印刷してある日記帳をつけさせることにして居ります、それから典獄は

每月二回出張して司獄官會議に臨んで指圖し、又は茶話會に列席して講話を致して居ります、尙文武規約を設けてありまして、各自月俸百分の一を醵出して、之が費用に充て若くば職員の弔慰其他賻金を爲し、又は退職の者には俸給の百分の五に勤續年數を乘じたる金額を拂戻すことになつて居ります。其上組合貯金規約を設け各自月俸百分の三を貯蓄して居ります、之れは勿論規約を勵行して居りまして、規約を破つて拂戻すやうのことは決して致しません、斯の如き方法を設けて職員の敎養に力め、又は實地の研究をして居るのでありますが、未だ思ふやうに參りません其れ故常に苦心して居るのであります。（以下次號）

資料

○刑事被告人の身神狀態

長野監獄

明治四十四年長野監獄（本監）に於ける新入監刑事の被告人總數七百七十三人（其內男七百十六人女五十七人）に對する醫學的方法に則り嚴格なる健康診査を行ひたる結果を擧くるに左の如し

普通者	五百九十人
精神病者	
痴愚者	三人
精神病的低格者	十九人
精神病性神經病者	三十八人
病的神經質者	三人
精神病及神經病遺傳素因を有する一種の異常氣質者	十三人
飮酒的（父母）波影響性犯罪型異常氣質者	七十六人
	三十一人

右の內普通者を除き異常者と名つけらるべきもの百八十三人あり卽ち普通者に對し「プロセント」を以て之れを表示するに普通者百に對し異常者二十九、布仙の比例を呈す更に之れを各病類に就き其「プロセント」數を擧ぐるに普通者百に對し精神病者〇、五一布仙痴愚者三、二二布仙精神病的低格者六、四四布仙精神病性神經病者〇、五一布仙病的神經質者二、〇三布仙精神病及神經的遺傳素因を有する一種の異常氣質者一二、八七布仙飮酒的被影響性犯罪型異常氣質者五、四二布仙の比例を呈す

先づ調査の順序として之れを男女に區別するに男百七十二人女十一人あり之れを病類に依り大別するに男に於て

精神病者	(中等度の白痴)	二人
痴愚者	(輕度の白痴)	十五人
精神病的低格者	(病的中間者)	三十五人
精神病性神經病者	(癲　癇)	三人
病的神經質者		九人
精神病及神經病遺傳素因を有する一種の異常氣質者		七十六人
飮酒的波影響性犯罪型異常氣質者		三十二人
計	百七十二人	

女子に在つては

精神病者(早發痴狂)	一人
痴愚者	四人
精神病的低格者	三人
病的神經質者	三人
計	十一人

なりき而して男に於ける精神病者中一人は審理の結果豫審免訴となりて出監し精神病及神經病遺傳的異常氣質者中二人は受刑の身となり相當の日子を經て一は好訴狂一は麻痺狂と稱する一種の精神病を發し三人は自縊を企圖し低格者中三人痴愚者中一人も亦縊首を企圖し女に於ける精神病者は行刑の効力なき者なるを以て刑の確定後執行停止の方法に依り出監す之等のものは皆戒護者に勘なからぬ煩勞を與へたり

次ぎに男女兩者の年金を統計的に示めすに第一表の如し

第一表

年令		精神病	痴愚	精神病的低格	精神病性其他	計
十八歲未滿	男		一	七	五	一三
	女					
二十歲未滿	同		四	九	九	二二
	同					

又如上者の犯罪的種類は如何なる罪名の下に入監しゝやを調ぶるに其犯罪行爲の種類は竊盜、放火、橫領、傷害、詐欺、殺人、恐喝、賭博、文書僞造行使、强盜、森林竊盜住宅侵害等にして其最も多きは竊盜橫領詐欺文書僞造及賭博にして次きは傷害、放火、恐喝、强盜、殺人等なりとす之れを病類と對照するに第二表の如し

第二表

種別	精神病	痴愚	精神病的低能	精神病性其他	計
男女					
傷害	一			六	九

種別	男女	精神病	痴愚	精神病的低能	精神病性其他	計
二十一歲乃至三十歲	同	一一	五二	四九	七〇	一七二
三十一歲乃至四十歲	同		一四	二八	三五	
四十一歲乃至五十歲	同		一	一四	一六	一〇
五十一歲乃至六十歲	同	一		一九	一	六
六十歲以上	同			六		
計	同	一二	五四	一五三五	一二三〇	

種別	男女	竊盜	放火	橫領	殺人	恐喝	詐欺	賭博	强盜	墮胎	文書僞造	森林竊盜	住宅侵入	强姦
精神病	同	一一												
痴愚	同	一八	二二	二	一	一	一							
精神病的低能	同	二一	二	三			一二		三		一	一		
精神病性其他	同	二〇	一一	一九	三	七	一七	一二	五	一	一七	四	三	
計	同	五〇四	三五	二四	四	八	二〇	一二	八	一	一八	五	三	一

	計	其他	建造物毀棄	財物ニ關ス	證偽
同	一二	同	同	同	同
同	一四五	同	同	同	同
同	三三五	同	同	同	同
一	三〇	二	一	一	一
二	一七一	二	一	一	一

由是觀之其犯罪名と之れを犯せる當人の精神作用の程度と著しき關聯を有するものなることを知得す即ち放火犯八人中六人竊盜犯中五十四人中三十四人は精神障礙者たる精神病者痴愚者精神病的低格等の如き精神薄弱者に多く次に强盜の如きも亦比較的此種類のもの多き事實を呈す其他一種の異常氣質者たる半健半病とも云ふべきものに於ても竊盜橫領詐欺等の如き殆んと精神薄弱者の犯せる罪名に一致するを見る之れ前表に依つて其一端を窺ふことを得べし

更に進て之等異常者の犯罪的理由即ち動機に關し如何なる行爲に出てたるかを調査するに精神病者痴愚者精神病的低格者にあつては略ぼ之を知るを得たるも其他の異常氣質者等にあつては不明なる者多くして參考に資するの材料とするに足らす故に之を省き唯た精神障礙者の三者に就き一言するに留む

先つ三者に於る犯罪的動機として列擧する處の事實は彼等の新入監當時監獄醫の親しく聞取たる者に

して夫れか果して眞實の動機なるや否やは勿論信し難しと雖も當人等の言ふか儘に之を列擧することせり而して其動機たるや種々多端にして一定せさるは素より然るならんなれとも之れを概括するに

竊盜にあつては

(一)無意識に觀念の浮き出つるまにまに手當次第に竊取したるものあり

(二)强迫觀念に驅られ之れを行爲に現はし竊取したるものあり

(三)出獄後保護者のあるありて衣食に差支なきにも拘らす家を飛出し處々浮浪し人の軒端にある衣服を竊取したるものあり

(四)途中車上の物品のあるを見附け人なきを幸に一寸竊取す

(五)賣春婦の甘言に乘り金錢若くは物品を竊取し之れを貢きたるものあり

(六)無斷家を出て途中旅費に窮し金錢を竊取したるものあり

(七)知人の時計を所持し居るを見て己れ忽ち欲しくなり之を竊取したるものあり

(八)出獄後家庭にあつて嫂の冷遇を憤り不圖家を出で金錢物品を竊取したるものあり

(九)何等の目的なく一日中數回彼方此方に忍入り物品を竊取したるものあり

(十)賣るでもなく食するでもなく水車小屋に入つて白米を竊取したるものあり

放火にあつては

（一）兒女ある身良人に嫌はれ他に情婦を拵へ家出をなし交情日に冷なるをかこちつゝある矢先き離縁せられ其無情を恨み放火したるものあり

（四）一青年當人の痴愚なるを奇貨とし甘言を以て之れを人里稀れなる空屋に誘ひ行きて彼れの貞操を傷け後ち之れを捨て跡を晦ましたる爲め途方に暮れゆく〳〵山路をたどりつゝ不圖ある人家を見出だし一泊を乞ひたるに謝絶せられたるを恨み放火したるものあり

（三）兒女あるに日夜怠惰遊蕩に耽り生計を顧みざりしに妻は活路に迷ひ生家に歸りたれば之れを憤り其妻の家に放火したるものあり

（四）或る人天災に逢ひ家屋を燒失するや近隣近郷の親戚知人等より見舞物を貰ひたるを見て自己も其見舞物の恩惠に浴せんと思ひ自家に放火したるものあり

其他にあつては

易者の言に汝は某年某月には死すべしと言はれたるを妄信し夫れより自暴自棄となりて遊蕩に身を持崩し忽ち其費に窮し無謀にも人に脅迫文を送つて金錢を取りたるものあり、或は自己計算力の未熟より雇主に對し不當の賃銀を要求し雇主の應せざりしより之れを怨り傷害を與へたるものあり、或は婦人の通行を見て之れを途上に要し山林に引摺り行き殘暴なる行爲を演じたるもの等なりとす

今此犯罪的動機に依り考ふるに何れも痴態的行爲にして皆常軌を脫し如何にも意志弱く考慮淺く判斷辨別力の貧乏なる所謂精神薄弱者たるの特徵を發揮し能く東西文獻の記載と精神病醫の經驗に一致適合し遠算なし精神薄弱者の犯罪的動機たる眞に同情一掬の價ありと言ふべし（以下次號）

○長野監獄凍傷豫防方法に關する成績

胃寒症の一種たる凍傷の豫防并に療法に關し長野監獄が手指摩擦の勵行及び食鹽湯浸手浸足の施行に依り著しく成績の良好なるを見たることは昨年三月紹介したる所（明治四十四年三月監獄協會雜誌第二十四卷第三號參看）なるが尙ほ同監獄が昨秋より冬季に掛け同一方法（秋季に入り凍傷患者の未だ發生せざる以前より一日三回、朝就業前、午飯休憩時、罷業後各五分間づつ手指の摩擦を勵行し其患者の發生するや食鹽湯湯浸手浸足の方法即ち俗に手風呂を設置し食鹽湯に毎日二回、午前、午後各五分間づつ浸手浸足せしむるの方法を行ふ）を勵行したる結果は益良好にして別表の如く頗る顯著なる成績を見るに至れり最も昨秋より冬季に掛けては全國一般例年に比し寒氣緩和なりし關係上自然的に該患者發生の減少を助けたるもあるべしと雖、吾人は別表の成績に依り摩擦勵行の偉效あるを證明するに足ると信ず

第一　凍傷患者新患者月別表

月別	三十九年ノ冬	四十年ノ冬	四十一年ノ冬	四十二年ノ冬	四十三年ノ冬	四十四年ノ冬
十月	八三	一〇九	三二	一八	二	二
十一月	九三	一〇〇	九三	二七	一〇	二九
十二月	一二五	五一	九八	一六一	三六	三三
一月	七二	八九	三八	四三	五二	二〇
二月	一四四	一三四	一三五	八四	三一	九
三月	二〇	七四	五九	五八	二一	〇
計	五三七	五五七	四五五	三九一	一七一	七四

備考

一四十三年の冬摩擦勵行を爲したるものにして四十三年の冬は前數年に比し著しく患者の數を減少せり四十四年は前年に比し尚ほ大に其數を減少せり

第二　凍傷患者調査表

月	三十九年ノ冬延人員	四十年ノ冬延人員	四十一年ノ冬延人員	四十二年ノ冬延人員	四十三年ノ冬延人員	四十四年ノ冬延人員
十月	七四七	七六三	三二〇	九〇	一〇	一二
十一月	一、二〇九	一、一〇〇	一、三〇二	二、八六四	三六〇	二九七
十二月	二、二五〇	一、〇二〇	二、〇五八	七七四	三六四	一六〇
一月	一、五一三	一、六九一	七六〇	一、六八〇	二七九	九九
二月	三、七四四	三、二一六	三、六四五	一、三九二	二〇九	〇
三月	四八〇	一、八五〇	一、一八〇	八、一二四	一、四八三	六三八
計	九、九四三	九、六四〇	九、二六五	四四、六	八、一	四、二
右期間一日平均人員	五四、六	五三	五〇、九	九三八、四	九六三、八	八九五、九
右期間一日平均在監人員ニ對スル患者百人ニ對スル患者ノ比例	七四五、二	六九四、四	七二五、二	四、八	〇、八四	〇、四七
	七、三	七、六	七			

備考

一明治四十三年の冬より摩擦勵行及食鹽湯浸手浸足を施行したるものにして患者延人員は四十三年の冬は前數年に比し著しく其數を減じ四十四年の冬は前年に比し尚ほ大に其數を減少せり

談叢

藤澤典獄懷舊餘談

客月巢鴨監獄に忙中の氏を煩し、懷舊談を聞くを得て前號に掲げたるが。去る十日再び訪問する事となれり、夜來の雨に泥濘深けれど、春風吹渡りて天青く、實に長閑なる好日和、道行邊りは落花繽紛如雪、新柳嫋々似綿、晩鶯の啼くも床しく、胡蝶の舞ふも面白し、程なく獄署の門を叩き、事務室に於て面會、氏は執務の傍趣味多き舊時を追懷して左の談話を試らる、話料滾々として盡きざるもの、如し、聆き得たる儘、續て茲に載録する事となしぬ。（蜻洲生）

▲無用の末技も亦有用　無用の用は焉んぞ知らん他日有用の用を爲し、無用の末技も亦何の時か大なる利用を效さゞらんや。

世は菊蕊と亂れたる戊辰元年、陰暦九月の末つ方北地の慣ひとて寒威中々に烈しく、霙さへ降りたるに、予は三里の難所と聞へし大内峠を踰へたるが、襪は壞れ草鞋は切れて、足裂け血流るの困難に遇へり、然共國内一般戰地の事とて、予が會津藩の連戰連敗、糧は乏しく、衣は敝れて、しかも之を得るの途なき程なれば、草鞋買ふの便宜などは中々にあるべくもあらず、當時思へらく武士は、常に草鞋

と、馬の沓の製作方位は心懸置かざる可らざるに昇平三百年弓箭は袋に藏めたる時世なれば、それらのことは獨り予のみならず、一番のもの誰一人知るものなかりしは、最と殘念なれど、今更之を悔ゆべきを思へり。後年熊本籠城の砌、漸々官軍と聯絡を保つを得、城より突出し御船にて戰ひたるが田りければ、蓑を取寄せ草鞋を製して、自分は勿論部下の者にまで之を穿かせり。後佐賀の典獄となりし時、作業として囚徒全體に、草鞋を作らせたり、然るに敎師なく極めて粗惡なる製品なれば、他に販賣する能はず、依て予は親しく其製作方を敎へ、稍草鞋らしきものを造り上げたり、かくて無用の末技の益に立つ時はありけり。

▲作業と衞生は尙幼稚　前回にも話說せる如く、今にして往時を追懷すれば轉た夢の如く、社會の事物々悉く新世界の觀を呈せるが、就中監獄に於て然りとす、併し乍ら各監獄に依り素より一長一短あるを免れずと雖も、概評すれば作業と衞生との二事は、昔時に比すれば面目を一新せるも、尙幼稚の階段にあらざるやを思ふ。

▲牢風子の這附　予が佐賀の典獄を拜命するや、直ちに監獄に赴き構内を巡視し、衣類及寢具を納れし、倉庫に臨めるに、案内を爲せる看守長は、洋袴を裹ぐべしと告ぐ、予は其何故なるやを聞きしに、曰く虱蟠々と甚しく裳を捲り上げざれば直ちに這附くべしと、依て言ふが儘洋袴を捲り上げて其品物

の調査を爲せり、其間僅かに一二分時なるに拘らず、倉庫外に出づれば靴と上衣に虱の附着するを見たり、如此は今日夢想だもせざる事なり。

▲草鞋の賣附　作業の事に至ては、今日尙多くの監獄に於て、困難を感ずる次第なるが、往時に在ては監獄の作業と云へば、殆んど全部藁細工なり、予の佐賀縣典獄を拜命し、前任者より引受し際は、六百の罪囚他の業務に從事するものなく、悉く草鞋を造り居りしが、其販路に至ては更に何等の目途なく、約二十七萬足の製品は堆積して山の如く、奥行三間間口二十間の小屋に充滿し、最下層には草を生ずる程の狀態なりき。

偖て該製品の販路、更に言へば損害を爲さゞる販路の方法と、一面に於ては藁細工を全廢する方法に苦心せり、而して監獄作業として適當なるものを撰擇する遑もなく、又收支の計算を調査する餘裕もなく、心附きし作業の種類三十幾種の中より、一二年の間に於て、漸々適當なるものを撰み、且二十七萬足の草鞋の販路を損失なく賣らんとして、實に三年の居諸を要し、人に接する毎に其販路を口にせざる事なければ、縣の書記官より、君は人の顔さへ見れば、草鞋の賣附をのみ謀ると、冷笑されたる程なりき、而かも蚤毫の損害なく之を捌きたる時は幸福とまで思ひけり。

▲馬車押送は贅澤なり　明治廿年と記憶す、囚徒を裁判所へ押送する爲め、馬車を備附くるの用あり當時監獄費は地方稅にて支辨せしものなれば、之を縣會に附議せるに、議員の殆んど全部より非常なる攻擊を受けたり、而かも其攻擊の理由たるや抱腹に堪へざるものあり、曰く吾佐賀の如き都を距るの甚遠き僻遠の地にして、生涯腕車にだも乘らずして終るもの比々皆然り、然るに何等の無謀ぞ、敢て倫兒をして馬車に乘せしむるの不倫なる計を樹つと、予は之に對して馬車は決して奢侈僭上の意味に非ず、必要已むを得ざるものなる事を百方辯解に勗めたる結果、採決に至り過半數となり、唯議長採否の一言に運命の繫る場合となるや、幸にして議長の明能く原案に同意したるに依り可決するを得たり。

▲模範的看守　多年多くの部下を使用する中に於て、種々の方面に成功せし人もある事なるが、就中用意周到、換言すれば職務に忠實なりと今尙印象して忘れざるは、二十二三年の交と覺ゆ、偶馬車破損の爲め被告人を裁判所へ步行せしめて送りぬ、然るに裁判所構內の多數ある人民控所の前に到るや、被押送者の在監人は、懷中より紙を取出し鼻汁を拭ひ、之を往來に棄てたり、押送せる一看守の機敏にして且周到なる、不潔なる紙を拾取りて衣袋に入れ、裁判所の控所に至り乾かして之る見ると、何ぞ圖らん商人に通ずる文句と、食物差入の際鉛筆の一片を挿入せよとの事を記しありたり、何故之を控所の前に棄てたるやと云ふに、公判日なれば該所には親族故舊の必ずや來り居らん、居らば之を拾取るべく、而して通ずるの便宜を得べしと考へたるものなるべし、然るに之を未發に防ぎ得たるは、機敏の行動に因るものにして、是れ寔に職務に忠實なる好個の一例として鑑みるべきものならん。

▲喧嘩の申合　近來は看守の訓練と、在監人處遇の宜しきを得たると、相待つて秩序整頓され居るを以て、殆んど在監人の暴擧の如きを耳にするは稀有の事に屬するが、廿年頃迄は屢甚しき暴動を聞く事ありし。

佐賀監獄に於ても十八年の頃、折々在監者の慣用手段として行ふ監房内の申合の喧嘩、即眞の喧嘩の如く身體を傷け血を流す程の事を演するものなり、偶之を行るや、戒護に從事せる竹下庄三郎は、眞の喧嘩と誤認し、將に開扉せんとする刹那、在監人の橋口堅助なるもの、喞嗟房内より扉を突撃すれば、庄三郎は何かは以て堪るべき胸を膺れて顚倒せり、之を見たる堅助は疾風の如く急遽に、庄三郎の劍を奪取り、庄三郎の背部を切下げ大傷を負はせて脫出せり、間もなく逮捕したるも、それが爲め十數名の在監者が八方に離散し逃走せる大騒動を惹起せり。因に堅助は鹿兒島藩人にして西南の亂に終始賊軍に加擔し、西鄕の戰役せし岩崎溪まで、共に奮闘せしものにて、亂後佐賀縣に巡査を爲し、在職中の犯罪の爲め處刑されたるものなり。

這個の如き昔の譚に屬すとのみ安心すべきに非ず、近く四十年東京監獄に於て、看守小林某開扉の際死刑囚徒綾太郎の爲め手拭を以て咽喉を絞められ、一時窒息せる間に劍を取られ、將に逃走せんとしたるの出來事もありたり。

統計

明治四十五年二月末日現在々監人員表

(△ハ減)

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減	前月比較	前年比較
刑事被告人	五、二五九	三〇八	五、五六七	五、五九一	六、八九八	△	二四	一、三三一
受刑者	五七、八五九	三、〇四一	六〇、九〇〇	六〇、二一二	六五、〇四二	△	四、一四二	
勞役場留置者	八二九	八六	九一五	八六八	九二二	△	四七	三
懲治人	一		一	一	一五		〇	△ 一四
携帶兒	二四	三八	六二	七〇	八七	△	八	△ 二五
總計 監獄	六三、〇八八	三、三〇五	六六、三九三	六五、六三五	七二、〇六三	△	七五八	△ 五、六六〇
總計 警察署留置場	八八四	一六八	一、〇五二	一、一〇七	九〇一	△	五五	一五一
總計	六三、九七二	三、四七三	六七、四四五	六六、七四二	七二、九六四	△	七〇三	△ 五、五〇九

備考　本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	刑事被告人	受刑者	計
清國	二六	三三	五九
英吉利男	—	二	二
獨逸男	—	二	二
露西亞男	—	三	三
總計男	二六	四〇	六六

内朝鮮人刑事被告人男一人、受刑者男二四人アリ

明治四十五年二月末日現在受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑者	増減	前月比較	前年比較
竊盜	二七、四八七	一、二五六	二八、七四三	二八、五六二	二八、九七九	△	一八一	△二三六	一、九一六	三二二	一〇	△一三
強盜	三、二三八	一一	三、二四九	三、二六二	三、五五〇	△	一三	△三〇一	四一	一〇	一	△一三
賭博及ヒ富籤	四、六九九	一六五	四、八六四	四、二八〇	五、五四九	△	六八五	一、三六九	六一二	一	一	△一
詐欺及ヒ恐喝	七、二九二	二五〇	七、五四二	七、四八〇	七、五四一		六二	一	六四二	一四二	一	△一
橫領	二、九三五	七九	三、〇一四	二、九六四	三、二〇二	△	一八八	三五二	七六	一	一	△一
贓物ニ關ス	六八四	七〇	七五四	七六〇	九五一	△	六	△一九七	九五	一六	一	△一
毀棄及ヒ隱匿	九四	一	九五	九七	一二六	△	二	△三一	八	△	一	△一
通貨僞造	三六三	九	三七二	三九〇	五六三	△	一八	△一九一	五	三	一	△一
文書、有價證券僞造	一、七六三	六二	一、八二六	一、八二六	二、一五四	△	一	△三二九	一六一	三八	一	△一
印章僞造	二三二	二	二三四	二三五	四二〇	△	一	△一八六	一八	一四	一	△一
僞證及ヒ誣告	一五九	六	一六五	一五七	一八〇	△	一	△一九	二七	△	一	△一
瀆職	八六		八六	八四	八九	△	二	△三	一一	三	一	△一
賣淫及ヒ重婚	三七七	三〇	四〇七	四〇五	四六七	△	二	△六〇	一九	四	一	△一
傷害	一、八四二	三〇	一、八七二	一、九一〇	二、四四七	△	三八	△五七五	一五五	二一	一	△一
殺人	一九六	一〇	二〇六	二、七九一	二、七六八	△	二三	△四三〇	四六	三	一	△一
嬰兒殺	五八		五八	二二七	二二九	△	三六一	△一三二	六	二	一	△一
逮捕及ヒ監禁	二一	四	二五	二八	三一	△	三	△六	三	三	一	△一
脅迫	三五	九三	一二八	一二五	一五二	△	三	△二四	二二	△	三	△一
公務執行妨害	一〇八	一	一〇九	一一五	一四七	△	六	△三八	二〇	二	二	△一
逃走、犯人藏匿及ヒ證據湮滅	五六	一	五七	五四	五五		三	△一一	六	〇	〇	△一
騷擾	六九		六九	七二	一〇九	△	三	△四〇	四	四	四	△一
放火	一、六二五	三一八	一、九四三	一、九六六	二、三六三	△	二三	△四二〇	四八	一七	一	△一
住居ヲ侵ス	一九一	四	一九五	二〇一	一八一	△	六	一四	二三	九	一	△一
略取及ヒ誘拐	一四三	一五	一五八	一六〇	一五二	△	二	六	九	△	一	△一
陸海軍刑法	五九		五九	六一	八三	△	二	△二四	六	△	一	△一
諸森林法	三四〇	一	三四一	三六七	四八六	△	二六	△一四五	九〇	三〇	一	△一
規徵兵令	六一		六一	六八	四五	△	七	一六	七	一	一	△一
則郵便及ヒ電信法	六三	一	六四	六三	七九		一	△一五	一〇	三	一	△一
警察犯處罰令	七〇一	九三〇	一、〇二四	九二〇	△	九四	一〇	三、五〇四	三三四			
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	五〇六	三六	五四二	四七八	四七二		六四	七〇	六二四	一三〇		
總計	五七、八五九	三、〇四一	六〇、九〇〇	六〇、二一二	六五、〇四二		六八八	△四、一四二	九、二四七	一、七七三		

明治四十五年二月末日現在在監人員監獄別表

（△ハ減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
東京	九〇二	九五七	八一	—	—	一、九四〇
市谷	—	一、〇三〇	—	—	—	一、〇三〇
巢鴨	—	二、八八〇	—	—	—	二、八八〇

關東區											東海區			北陸區			東北區						
橫濱	浦和	前橋	千葉	水戶	宇都宮	甲府	長野	小管	安濃津	名古屋	靜岡	豐橋	岐阜	新潟	福井	金澤	富山	宮城	福島	盛岡	青森	山形	秋田
一七七	六九	五三	七六	八四	六四	二三	二七	—	三四	一八三	五七	四一	二一	五三	七	三八	三八	一六一	一七一	三〇	五六	七四	四一
一、九〇五	一、二九〇	一、一〇四	一、〇八〇	一、〇三六	九三三	七八九	一、三五三	一、三三九	八六六	二、一八八	一、〇九四	七二九	七四九	九六七	三七三	五八三	三二一	一、一五七	一、二一四	四七七	五七〇	八六五	七八一
一五	一六	一七	一五	一八	九	九	一三	—	六	四四	二五	三	六	一〇	一	四	二	五〇	一七	一七	一五	三一	四四
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—
二	三	二	一	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二、〇九九	一、三七八	一、一七六	一、一七二	一、一三九	一、〇〇六	八二一	一、四九四	一、三三九	九〇八	二、四一五	一、一七六	七七四	七七七	一、〇三一	三八一	六二五	三六二	一、三〇二	一、三六九	五二四	六四一	九七六	八六八

統計											四國區			西區										東北區
福岡	長崎	德島	高松	松山	高知	松江	鳥取	山口	廣島	岡山	神戶	和歌山	奈良	堀川	大阪	京都	滋賀	岡山	秋田	山形	青森	盛岡	
三〇	二五二	三四	七三	五七	一七六	五七	四〇	六九	二五九	一四九	二五六	五一	三四	四五二	一三〇	一三	四一	四四	五六	七四	三〇		
四七七	一、六五一	八五一	九三八	九二八	八六二	四八六	六三七	一、一五八	一、六二六	一、二九三	二、二四九	七二七	七九六	四六二	二、九八三	一、四九八	七八一	八六五	五七〇	八六四	四七七			
一七	二一	二七	一五	二四	三四	六	六	九	二五	二一	八	一六	五三		二七		四四	三一	一五				
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	三	—	—	—	—	—	—	四	二	一	一	四	—	一	一	二	六	一	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五二四	六四一	九七六	八六八	一、六五六	二、九九六	九七一	八四六	七八七	二、五二七	一、四六九	一、九〇八	一、二三六	五三四	七〇一	九一二	一、〇二七	一、〇一〇	一、〇七二	一、九二七	二、〇九六			

區分	新入	轉入	再入	出監	轉出	死亡	逃走	現在
九州區								
大分	三一	六	一	八二二	七	四	一	八六〇
佐賀	四八	四	二	七三三	八	一六	二	七八七
熊本	八〇	九	一	八七二	一六	九	一	九六八
宮崎	四七	三四	二	七七〇	九	三	二	五八七
鹿兒島	一〇一	一	一	一、三五五	一	一	一	九〇七
沖繩	一三	七	一	四二九	二	四五一	一、三五五	
北海道								
函館	一三〇	八	一	八四九	一	九八八		
札幌	一五九	二〇	一	一、四四八	二	一、六三〇		
釧路				一、三〇七	一	一、三〇七		
網走	四	一	一	一、一二七	二	一、一三一		
十勝	二三	二	一	一、一七〇	二	一、一九五		
監獄	五、四三二	八九八	一	六〇、〇〇〇	六二	六六、三九三		
留置場	一三五	一	一	九〇〇	一	一、〇五二		
總計	五、五六七	九一五	一	六〇、九〇〇	六二	六七、四四五		
增（前月ニ比シ）	二四	四七	三	六八八	八	七〇三		
減（前年ニ比シ）	△一、三三一	△	△	四、一四二	△二五	△五、五〇九		

說林

●手術上の過失に對する醫師の責任　醫師が手術に際し其過失に因り患者の健康を害したる場合に於て如何なる責任を負ふべきやの問題に付獨逸大審院の最近判例を報道せんに

一九〇五年S某は硝子の破碎に因り其右手中指の第二節を傷けしを以て、B氏の診察を受けB氏は之を縫合したりしが、治癒後其指を動かす能はざるが爲めSは更にK醫に之を示したり。然るにKはSが負傷の當時腱を切斷せしものにして若即時に癒着せしめば指の不隨を免れ得たるべかりしに事後に癒着せしため傷痍の外指の彎曲をも殘すに至れるものなる事を確證せしかば、Sは指の不隨はBの技術上の過失に基因するとなし、慰藉料及年金二四〇麻克請求の訴を提起し、第一審に於ては指の不隨と醫師の過失との間に因果關係なしとの理由にて却下せられしも、フラクフルト、アム、マイン一の上級地方裁判所の控訴審は年金及慰藉料の請求は正當の理由ありとの判決を與へたり。其理由に曰く「先つ中指の不隨は技術上の過失に原因す。蓋醫師は其雇傭契約履行中過失に因り原告の健康を害したるものなればなり。醫師其處理材料使用の義務あるを以て不作爲に因る傷害を生ぜしめ得るを以て見るも明かなり。次に醫師には過失あり、何となれば腱は指の屈折利用に缺くべからざる所にして、其切斷は指の利用を妨ぐるものなり。而して腱の末端が即時癒着せば指の不隨を妨くる望あるに於ては、Bは能く之を檢し之を認め又は原告を專門醫に遣はすべきものにして、若し適當の手術を施す時は指は完全に自由を回復するを得たるべしと信じ得べきが故に因果關係の存在を認むるに足る」と而して大審院は本年一月二日被告の上告を理由なしとする棄却の判決を下したるが之を以て見れば醫師の技術上の過失は其責任發生の原因たる事を得べしと認めたるものなり（法學協會雜誌）

●血族結婚の利害　栗林氏は遺傳學上より見たる血族結婚、血族結婚と特殊疾患との關係、血族結婚と生殖力との關係につきて論述するところありしが其結末に到て論ずる所を摘まめば左の如し。

血族結婚は遺傳の關係より論ずるときは、婚姻當事者は或る病的素因を有する時に始めて惡結果を齎らすことあるのみにして、又之を生殖力の消耗、子孫身體の墮落より論ずれば只僅かに斯かる例證ありと云ふに止まり決して必發のものにあらず。故に社會人事上止むを得ざる血族結婚を絕對的に排斥すべしと云ふ斷案を下すは頗る早計なりといはざるべからず。實例に於て見る如く社會

の進歩せる國家は寧ろ此制に緩にして、之に對して嚴格なる思想を有するは却て野蠻人にあり、これ一顧に價する事實にして、外婚して血液の強き混合は其種屬に特有なる性格を失はしむるものなりてふライアメールの言に一致するものなり。血族結婚の結果の良否は尚疑問に屬すと雖も、之を重ずるに從ひて子孫に身體の墮落と骨格の凝結を來すが如し。但し血液の強き混合は普國の統計に見る如く、生殖力の減退及び特殊性格の消失を齎らし、婚姻の目的に矛盾するのみならず人類の大なる損耗を來す。されば吾人のとるべきは身體の墮落に陷らざる程度の內婚と、特殊性格を失ざる範圍の外婚とにあり。然らば其最好良とする內婚外婚の程度如何。之を數學的に具體的に表はすは素より不可能たりとすれど吾人は幸にして左程憂ふるに足らず、蓋し吾人の血液は或る程度に於て自然に適當に混合しつゝあればなり。自然はよく萬物の發育を調和す、人類に於ても亦然り。吾人は只其細を穿ち深を究めて其理を知り其弊害を未發に防がむとするのみ、我日本に於て之を見るに海中の一孤島にして久しく鎖國せるを以て當然血族結婚をなさゞるべからざりしが、而も血液の混合其宜しきを得著しく身體の墮落に陷らず、特殊性格の凝結を來さず、其間よく調節せられて內に潛在せる一種特有の日本魂は一度維新の氣運に遭遇するや、洪河を一時に決したるが如く當るとして碎けざるなく破れざるなきの概あり。但し此特殊性格は久しき內婚の結果凝固するの恐あらざるや社界の進歩發達と同時に交通次第に頻繁を加へ、從て血液の混合も廣く行はるゝを以て杞憂に過ざるべし。されど本來國民性を異にする異邦人と婚するに至れば在來の國民性に異動あらざるべからず、これ爲政家の聊か意とせざるべからざる點ならむ。（人性）

●遺傳犯罪の一例　遺傳は犯罪の一原因なるが澤田順次郎氏は人の性は善なりと孔孟は說くも多數學者の說に據ると此說は正當と認められぬとの前置をなして以下の如き例を揭げたり

▲獨逸のネツケ氏は强盜殺人犯の子にして年齡四歲の男兒が、前後二回小兒を水中に衝き落し、同じ强盜殺人犯の子にして、年齡五歲の小兒が一小兒を水中に落して死に致したる二例を擧げて犯罪素因の遺傳なりと論じた。一方から考へて見ると、斯ういふ小兒の行爲は、不良なる家庭の感化に因ること多いので、眞に遺傳したものであるか如何か知がたくあるけれども、四五歲の小兒に未だ强窃盜殺人犯等の何者なるかを解する力なきこと勿論であるから、たとひ其の家庭を素觀して居ても之れを見習ふ時期は、未だ早しと謂はなければならぬ。

▲犯罪素因の遺傳と思ほるゝものは予の少年時代に我が家に雇入れた某と云へる少女である。彼の女は當時十二歲であつたが盜食する癖があつて、人の見ぬ折は、戶棚に藏つて置く菓子、果實、

着、何でも御座れで、摘み食ひすること屢々であつた。初めの中は小兒の所爲と思つて居たが一日來客にて作つた料理の一皿を密に平げて知らん顏をして居る所を家人に發見せられて、大に詰責された然れども彼女は之れを改むる樣なく、其の後も盜食するので母は不安に思ひ、密かに人をして其の家庭を調べせしめた。少女の父は酒客にして、もとは博徒であつたが、後ち改心して堅氣の商賣を始めたけれども、酒の爲に資本を失ひ、今は裏長屋に逼塞して、細き煙を立てゝ居るけれども、酒は尙止まずして、醉へば亂暴する癖があつた。之れに反して其の妻は溫和にして心掛が頁く、親は親としても子供丈は人並に育てたきものと貧しき中にも學校へ入れて末を樂しんで居たけれども、到底も續く見込なく、仕方なく、奉公に出した譯である。母は氣の毒に思つて少女には教訓を加へ給金を增して、其のまゝ使つて居る程に、一時は盜食の癖も止み、立働きも甲斐々々しくなつたので母も安心して居た。然るに三月許り過ぎて、一日家人の不在に乘じ母の手文庫に入れ置いた財布から五圓紙幣二枚を拔き取つて之を襟の中に縫ひ込んで居た。母が歸つて來て、ふと財布を開き見しに、十圓不足してあつたので、種々搜かしたが何處にも見當らなんださては若しや彼の所爲ではあるまいかと氣が着いたので、密かに少女の擧動を窺つたに、彼女は夕刻になつて一寸外出を許して呉れと言つた。心よく許したので、彼は身繕ひをして喜んで出て行つた。母は密かに人に吩咐けて其の跡を尾行せしめた。彼女は圖ある呉服店に入つて、種々の切れを出さしめ、其の中から二三品を買ひ取つて店を立出で、それから路を轉じて自分の家へ入つた。尾行者は密かに戶口に佇んで家內の動靜を伺ふと、其の母の聲として今時分何の用事あつて歸つたと尋れた。少女は何事かひそ〳〵辯解した樣であつたが、母は立腹せる如くにて、疾く歸れ、遲くならぬ中にと諭されて間もなく出て來て、其の儘歸つた、と尾行者は復命した。母は早速彼女を呼び寄せて金のことを尋れたが、最初の中は知らぬ存ぜぬの一點張であつたが、問ひつめられ追ひつめられて、つひに白狀した。それでも彼は涙一つ落さず、只だ頭を垂れて罪を待つ風情は、大膽とも不敵とも云ひ樣かなかつた。母は身を慄はして恐れ、翌朝宿元の母を呼び出して彼女を引取らせたが彼の母は涙と共に幾たびも其の不心得を謝し愧然として出で行つたが、數年の後彼の父は竊盜犯にて監獄に送られ、少女は母を棄てゝ情夫と駈落したと云ふことである。此の話は予の記憶にも殘り母にも聞いて確な事實であるが、今之れを考ふれば、彼の少女の盜癖は遺傳性で、單に家の貧困から起つたのではないらしい。何故なれば少女の母は心立堅く、界隈の褒めものであつた位だから、貧せりとて其の子に惡智慧をつける道理がないからである恐らくは其の父の不良性が傳つたものであらう。斯る例はよくあつて、母は善良でも父が不良なるときは、父の不良質を其の子に傳ふることがある。或は母親が不良にても、父親が善良なるときは善良なる子の生まるゝこともある。犯罪の研究には遺傳は必要で

ある。（法律新聞）

● **癲癇と犯罪**　癲癇性精神障碍には次の如き三證候あり。一、個人性格の變化を來し、就中、感情の刺戟性亢進、及び道德感情の缺陷を來し、好んで虚言を弄す。二、時に躁暴となり、時に妄想に捉はる。三、突然意識に障碍を來す。是等の症狀は屢々犯罪と密接の關係を有せり、個人性の變化の上に於て最も著しきは刺戟性の亢進にして、之がために既に犯罪の淵に臨めるに、飲酒の慾望益々切なるために、病勢を激甚ならしめ、爲に殺人傷害自殺等の犯罪をなすに至るもの過半を占む。叡智減退の結果、危險性が增長せしむ。第三の朦朧狀態に於いては意識混濁して其行爲が平生の羈絆を脫するため極めて種々の犯罪行爲をなすことあり、窃盜、殺人、放火、脫營、强姦等に就きて多くの實例の報告あり。癲癇病者が精神障碍のために犯罪の危地に瀕することは實に以上の如し、然るに、往々之れを看過し易きは、世人、專ら該病の痙攣發作にのみ重きを置き、其の精神障碍には餘りに注意せず、又、該病の性質の發作性なるために性格の變質を生じ居らざる限り、平生に於ては殆んど病者視ぜられず、當人も亦障碍のなき程度に於いて種々の業務に從事し居るもこれ實に危險なるものにして注意せざる可らず。酒精の癲癇病に於ける關係は極めて密接にして單に酒精のみにても既に反社會的の危險性を有せるものなれば、警戒せざる可らず、況んや暴飲の結果癲癇の發生を促し、又癲癇に罹り居る爲め飲酒に耽りて恐るべき結果を生ずる事あり。（刑事評林）

● **恐るべき酒精飲料**　メチールアルコホルの恐るべき中毒に就き宮下醫學士及林醫學博士は國家醫學會に於て以下の講演を爲したり

▲**外國の例**　木精（メチールアルコホル）の中毒致死は今から三十六年前初めて佛國で發見した、次で米國に其製造が盛んになつて約十五年前多數に其例が出た米國では酒の販賣を禁止して居る州があるが殘酷な商人が種々なる飲料物の素と稱して木精を販賣して居るから少しも實効が擧らず木精中毒者を出す事が甚だ多い、次に此中毒者が現れて來たのが露西亞で日露戰爭の當時兵士の亂暴を懼れてヲツカ（露西亞の燒酎）の販賣を禁止した結果代用品として木精含有飲料が出現して其結果多數の死者及び失明者が出來た、匈牙利でも一昨年春此中毒者が多數に出來た、最初は其の原因が不明だつたが研究の結果木精中毒たることが分明した、獨逸では昨年末クリスマスの時伯林の市立貧民救護所で多數の勞働者が飲酒した結果十二月二十六日夜から本年七月二十日までに百六十一人の木精中毒者を出し其の中六十七人死亡した（林醫學博士）

▲**日本の例**　我國では私が初めて木精中毒者を發見したと云ふでは無いか唯本邦製の酒精飲料中に木精を含んで居て其爲に失明した事は從來餘り知られて居なかつた、私が取つた木精中毒患者は凡て四人である、第一人は五十六歲の本所の車夫で二月二十六日午後三時著宮町の居酒屋で一杯四錢五厘のブランデーを三杯飲んだ處同夜十時に嘔吐を催して廿七日午前六時に失明した、本月五日三井慈善病院に來て診察を請ふたので私は同店から同種のブランデー二合を取寄せ分析した處多量に木精を含んで居た、第二人は六十六歲の羅宇屋で前同樣の居酒屋で三月二日午後約四合のブランデーを飲んだ處が十一日迄精神朦朧として居て同日正氣に返ると共に失明に氣が附いた、併し之は其後視力を稍恢復した、第三人は四十三歲の雇職で本月七日午後本所緣町の居酒屋で五合のブランデーを飲んで十八日に全く失明した第四人は六十七歲の桶屋で本年八、九、十と三日間ぶツ續けに緣町の居酒屋で木精を含んだ日の出燒酎と稱するものを毎日二合宛飲んだ而して十一日の朝目が覺めると失明及失聽して居たが其後耳が聽え出して視力も幾分出て來た、以上の如き有樣で從來木精は皆輸入して居たのであるが今後は本邦でも澤山製造され且療治の方も餘り無いのだから大いに警戒せねばならぬ、此外本所警察醫平林氏は木精含有ブランデー其他を飲んで死亡したと推察され得る數例を有つて居る。（宮下醫學士）

▲**原因と防禦**　處で我國で失明者許りで未だ眞に此死亡者を見ないのは無いのではなく發見しないのだらう、エチルアルコホールは則ち普通の酒精が無害で何故木精許りが有毒だと言へば普通の酒精が人體内で燃燒し毒が消失して了うに反して木精の方は永く體内に殘るからである（犬を曳き出して實驗）我國では從來工業用として輸入をして居た許りで四十二年に三萬七千斤であつたのが昨年に至つて實に四十八萬斤餘（約二千石）の輸入を見た、而已ならず本年からは樺太、韃靼、靜岡等で製造して年額千五百石位出來る筈である、是では大變だ法律で其飲用を禁止せんとしても容易に實行出來るものでない全然飲酒を禁ぜんとしても廢娼論と同樣で其實効を擧げ得可きものでない、私の考へでは變性酒精の製造を許可してメチールアルコホルを工業界から驅逐するのが最上策だらうと思ふ（林醫學博士）（東京朝日新聞所載）



寄書

○長野縣下の保護事情

白井勇松

拜啓陳者我が長野監獄に於て四十四年中出獄人保護に關し取扱ひたる事蹟及び吾々同志が熱心に努力して發展を計りつゝある當地免囚保護團體たる信濃福壽園の四十四年中に於ける保護其他發展の狀況幷に長野縣小縣郡に於ける小縣佛敎會が一般布敎の傍ら我が長野監獄に協商若くは信濃福壽園と提携して免囚保護の一端に貢獻したる概要等を報道するは多少の御參考とも相成るべきことゝ信ずるを以て左に御報道致候

長野監獄に於ける保護的取扱

小生は十八歲未滿の受刑者に付ては全部、十八歲以上二十五歲未滿の受刑者に付ては其大多數、二十五歲以上の受刑者と雖も特に其必要を認むる者に付ては出監の際必ず其父兄若くは近親の者を呼出し保護監督の方法に付き說示して引渡し或は監獄吏員若くは免囚保護團體の手を以て之を父兄に引渡すの方針を以て取扱ひ來り四十四年に於ては一層之れが適實を期したり而して又一方警戒的の注意即ち出監後物品投入等の不都合なる行爲を演する處ありと認むる者に付ては自服看守を尾行せしめて未發に之を防止し之を保護するの方法を取りつゝあり四十四年中本分監に於ける保護の方法及び人員を擧ぐれば左の如し

保護方法	本監	松本分監	上田分監	飯田分監	計	前年	比較增	比較減
監獄より歸住旅費又は衣類を給與したる者	一九八	二	一五	一	一六	六	一〇	
監獄より停車場迄送りたる者	六二	一	一五	一	一八	三	一五	
父兄其の他の親族に於て直接に引取りたる者	六二	一四五	二九	三	一四九	八九	六〇	
保護團體たる信濃福壽園に於て引取りたる者	六二	二	九	四	八六	三六	五〇	
篤志家にて引取りたる者	二	一		二	四	五		一
官公署其他に保護を依頼したる者	一九八	六八	四九	一四	三九	七九	二〇	

信濃福壽園にて衣類又は旅費を給與したる者　信濃福壽園より居住地に送り屆けたる者　寺院に於て引取りたる者　合計

三四八		一	八	
一九七				
一八二		八		
三二				
七二二		八	一	八
二六八		五	三	八
四四八		八		
一七				二

前表中の官公署其他に保護を依頼したる者とは主として市町村役場幷に警察官署に向て保護の通報を發したる者にして即ち四十三年十月長野縣知事が出獄人保護手續を定め管內郡市町村役場幷に警察官署に訓令したるものに照應せるものなりとす四十三年に於ては其通知を發せるもの僅かに七十九人に過ぎざりしも四十四年に於ては三百二十九人の多きに上れり而して其保護通知を發したる者の大多數は成績良好にして大に其實効を擧げつゝあり隨て出獄人保護思想の普及上に多大の効力あるを見る

信濃福壽園の保護成績及發展の狀況

免囚保護團體たる信濃福壽園の事業擴張に關する事項は曾て報道せる所にして四十四年に於ては益會員の勸誘に力を盡くすと共に保護人員を增加し其實績を擧ぐるに努めたり四十四年八月司法省より免囚保護事業奬勵の爲め金貳百圓交付せられたる以來一層發展上に便宜を得て益擴張に努めたり其保護人員左の如し

收容保護人員	本部	松本支部	上田支部	飯田支部	計
明治四十三年中	二六	五	四	一	三六
明治四十三年より明治四十四年へ越人員	(二〇)	(三)	(一)	(一)(二四)	
明治四十四年中	六二	一二	九	四	八六
合計	八八	一六	一三	五	一二二

右の內解保者六十人あり其の成績を調査するに左表の如くにして無斷退園者中にも過半は居所判明し正業に從事し居る實況にして概して結果良好なり

明治四十四年十二月末日現在保護中の人員は左の如し

解保別	本部	松本支部	上田支部	飯田支部	計
親族故舊に引渡したる者	二八	四	一	三三
獨立自活を爲す者	五			六
死亡したる者	一			一
無斷退園したる者	九	二	二	一三
退園を命じたる者	一			一
入監したる者	三	一	二	六
合計	四七	七	四	六〇

四十四年十二月末日現在保護中の者内譯職業別	本部	松本支部	上田支部	飯田支部	計
機關火夫	一				一
炭燒業					
學校炊事夫					
學校小使					
醬油屋奉公					
農家奉公	一				一
牛乳配達					
行商					
製糸家奉公					
染物職					
鍛冶職					
大工職					
靴職					
ボール箱職					
鐵力職					
竹細工職					
新聞社屋					

前揭現在保護人員中園內に居住する者左の如し

四十四年十二月末日現在保護中の者の內園內に居住するもの內譯職業別	本部	松本支部	上田支部	飯田支部	計
大工職	二				二
鍛冶職	一				一
靴職	一				一
日雇稼	五				五
下女奉公	一				一
鐵力職					
竹細工職					
新聞社屋					

我が長野監獄に於ける假出監者は四十三年中六十三人にして四十四年中八十六人あり元來假出獄を許すべき者にして適當の保護者なき者若くは相當保護者ありと雖も家庭の狀況若くは隣佑鄉黨の感情上の關係等より遽に其家鄉に歸住せしめ難き者は可成的免囚保護團體に於て之を保護し以て此等の憂を除き其保護の實効を擧くべきを相當なりと信ずるを以て信濃福壽園に於ては假出獄者を引取り保護したる數少からず即ち四十四年中福壽園本支部が假出獄者を引取り保護したる數は二十二人にして前年の四人に比し十八人を增加せり左に區分して其數を表示せん

	本部	松本支部	上田支部	飯田支部	計
四十三年中	三	一			四
四十四年中	一七	一	四	一	二三
合計	二〇	二	四	一	二六

園に收容して保護したる者に付ては以上記載せる如くなるが園に收容せずして園より單に衣類又は旅費を給し若くは父兄其他の親族に送り屆くる等の保護を爲したる者本支部を通じて二十八人あり其內譯は本部九人、松本支部四人、上田支部一人飯田支部十四人なり

信濃福壽園の四十四年末に於ける會員現在數及び出資額幷に四十四年中に於ける收支計算四十四年末に於ける資產の狀況は左の如し

因に記す本派本願寺は信濃福壽園事業の發展を賛し四十五年中金百五十圓本園資金の內に寄贈せられたるは吾人の大に感謝する所なり

信濃福壽園事業は吾人の理想よりせば漸く基礎確立の緒に就きたるに過ぎずして今後益其發展擴張に努め以て大に其事業の成績を擧ぐるに至らしめさるべからざる儀にして大に當局の推奬と一般志士仁人の助力に俟たざるべからざる所なり

會員及出資額現況

（明治四十四年十二月末日）

種別		長野本部	上田支部	松本支部	飯田支部	計
特別會員	人員	四五人	人	人	人	人
	申込金額	二、四六六円	円	円	円	円
	人員	三一七〇人	人	人	人	人
	申込金額	四一四五円	円	円	円	円
	人員	一人	人	人	人	人
	申込金額	一円	円	円	円	円
	人員	三五人	人	人	人	人
	申込金額	二、七八二円	円	円	円	円

維持會員	六八	九七二	三四	一三三	四二	六三五	三五	二八〇	一六八	二、〇八
通常會員	二七七	四〇九	一〇三	四二〇	二三	八一	一三	二〇三	五五	一、一三
計	三九三	三、八四六	一四〇	七三	六六	八五	一五八	四九二	七五八	五、九二

小縣佛教會が免囚保護事業に對する貢獻

上田分監所在地たる長野縣小縣郡に於ける各宗寺院の僧侶は團體として小縣佛教會なるものを組織し一般布教の傍ら信濃福壽園と提携して免囚保護の一端に貢獻するの事に定め小縣郡に歸住する出監者を其住宅まで送り届け尙ほ爾後訪問若くは通信訓諭を加へ善導せんとするに在りて四十四年中長野監獄及び上田分監等より出監者を引取り自宅若くは保護者の許に送り届けたる者百二十二人にして當地方免囚保護事業が益好況に進むの階梯として大に喜ぶべきことなりとす小縣佛教會の免囚保護に關する取扱規定を擧くれは左の如し

小縣佛教會々則

（明治四十三年八月五日組織）

特別感化

一、常居者より出獄人保護の要求を受けたる時は役員を派して本人を引取り歸住地へ送屆ける事。

一、若し引取人なき時は當該町村長及び信濃福壽園等と協議の上相當の處置を執る事。

一、在監人の携帶兒にして保護なき者は當該町村長等と協議の上相當の處置を執る事。

一、出獄人歸住するも職業を得るの道なき時は相當の便宜を與ふる事

一、出獄人にして歸住地以外に移住する場合は當該地方理事より事務所に通知し事務所は直ちに移住地の町村長若しくは保護會等に對し保護の依賴する事。

一、地方理事は每月一回以上出獄人の家庭を訪問して訓諭を加へ且つ左の事項を視察す

一、身體の健否　一、職業の種類及動惰　一、生活の狀況

一、社交の狀態　一、貯蓄の有無　一、信仰の程度

一、本會は在監人感化上參考と爲るべき家庭の狀況及び本人の素行等を勉めて當該監獄に報知し出獄後の處分を講ずる事。

○品性の修養

秋田　尾原靜乘

二月十六日秋田監獄講話會に於て品性に就て述へたる意見の大要なり

第三回監獄官練習所卒業式に於ける小山所長の御訓示中に品性の修養なる語が數回現はれて居ります亦た十時講師總代の祝辭演說中にも品性なる語が有りました、平沼司法次官の御演說中にも懇々品性修養の事を論されて有ります。猶ほ二月一日御施行になつた第四回監獄官練習生の豫備試驗の問題が亦た此の品性修養論で有ります是に依りて當時本省では此の問題に如何に重きを置かれつゝ有るかが伺はれます何故に品性の修養なる事が其程迄に重要で有るか。申すまでもなく監獄の改良は先づ人物の改良に有る是れ監獄官養成の必要なる所以にして即ち品性修養なる重要の所以で有りま

す。仍て所謂此の時事問題を捉へて聊か所感を述べやうと思ひます

一　品性修養の語義

『品』の文字は通常（品行）（人品）（品位）（上品）抔熟して有ります又た（商品）（品類）（品質）（品評）（品藪）杯熟字する場合も有ります商品に眞品僞品善品惡品上等品下等品精選品粗製品舶來品和製品等の區別有るが如く人品にも種々の品類が有ります。高尙野卑優美下劣假裝誠實等の等級が有ります。支那では此の品の字を官位に用ひて正一品從一品正九品從九品抔申します。日本でも位階を何品何品と定められた時代も有ます。今ま品格品位と熟する場合は官定の勳位を曰ふに非すして人其物の特別の價値を申すので有ります。其證據には無位無官の人例へば山間に木を挽て居る樵夫又は鍬を以て畠を耕して居る野翁の中にも隨分品位の高い平たく曰へば何となく氣高い上品な人が有る一回初めて其人に接した丈でも何となく尊敬の意を拂はざるを得ない感じがする是れが人其物の特別の價値で有ります是れが即ち品位で有ります先づ品の字は大體個樣な意味の者で有ると思ひます

『性』とは普通（性分）（性來）（性根）（性情）（性格）抔熟字して有ります又た資性天性と熟して有る場合も有りますが大體左の二種に區別が出來ます

性（天性　天命を性と謂ふの場合
　（習性　習慣は第二の性を作る

天性は所謂先天性で持て生れた特性の事で、習性は習ひ以て性と成る。能く習慣は第二の天性で有ると云ふ場合で有る

『修養』とは修練敎養と熟しまして敎訓の型に合して練習する事で有ります是に依りて自己の品性を高上せしめ性格を發展せしめるので有る。是を名けて品性の修養と申します

二　理想的品性

理想の品性言ひ換ふれば品性の典型は如何なるを曰ふか又た品性の範圍はドレ程までを意味するか先づ是を定めねばならぬ

佛國大學敎授フレデリックケーラー氏は理想品性を左の如く曰はれた

（一）溫和……（相貌及び言語）
（二）愼重嚴肅の態度……（姿勢及び態度）
（三）思想の精確と行動の一致…（思想行爲）
（四）喜怒哀樂の情の亂れざる事…（感　情）

一が容貌と言語で二が態度三が意志と行爲四が感情イカニモ是れ丈けが揃へば理想の品性と曰ひ得るで有りましよう願る味ひの有る言葉で有ります

同じく佛國のギベール氏は理想の品性として左の如く曰はれた

（一）潔淸なる良心……品性の光
（二）强健なる意志……品性の力
（三）優美なる雅量……品性の花
（四）儼然たる威儀……品性の位

此の四個の要素相合して以て初めて理想的品性を組織するものなりと

而して第四に就て更に

▽儼然たる態度（言語　擧止　衣冠）を包含

如何にも高尙な說で有る。殊に品性に就て光と力と花と位とを分類された點は無限の趣味が有ると思ひます

私は今少し通俗的に左の通り分類致したい

理想の品性
一、相貌（服裝を含む）
二、言語
三、動作（姿勢。態度。行爲）
四、意志

意志……常識の明
美術趣味
宗教信念

品性なる語は前にも申した通り頗る廣い意味で此の語の中には精神の事も身體の事も動作の事も含まれて有ります其れで右の如く區分する事が出來ます

『相貌』は所謂る威有て猛からさるべく。温かなるも押れ難く

『服裝』は清楚なるべく

『言語』は地方の特別語を避け中央一般的語たるべく

上長に對しては禮の語なるべく

同僚に對しては感情を害するの語は努めて避けざるべからす

諂諛。佞媚の語は卑しく親好質直の語は尊しし

『姿勢』は凛々しく行儀正しかるべく

『態度』は倨傲に失せず卑屈に流れざるべく

『行動』は敏活にして規律正しかるべく

『常識の明』は譬へば如何に美麗なる座敷と曰へども晝間光線の工合悪しく夜間に電燈又は瓦斯の設備なければ一大缺點なり人も亦た此の如く如何に立派なる風采の人なるも常識の明なくば品性上一大缺點なり是れ品性上常識の明を尚ぶ所以で有ります

『美術趣味』は譬へば如何に高尚なる客間と雖も床に掛物もなく床置もなく額もなく生花もなく盆栽もなければ亦た是れ一大缺點なり人類も亦た斯の如く如何に常識の明ありと雖も美術的思想の無き人は更に優美の點なく恰も床に花なきが如く品性上一缺點なり是れ品性上に美術趣味を尚ぶ所以で有ります

『宗教信念』は譬へば家屋の地盤の如く確固不動の意志は宗教信念の地盤を要す

又た眞の同情心は宗教の信念より顯はる、爰に一の應接間有りと致します光線の工合もよく燈光の設備も有り盆栽等の裝飾も有り是なれば完全無缺と曰はれますが、未だ一つ缺けたるものが有ります即ち温暖の設備で有ります温かき暖爐ありて初めて完全と曰はれる宗教心の無い人は火氣なき室の如く甚だ冷で有ります宗教心の有る人は火氣有る室の如く何となく温情ありて接する人に快感を與へます是れ品性上宗教心を尚ぶ所以で有ります

三　品性修養の方法

修養の方法に就ては古今の學者東西の名士等頗る其說多し、新渡戸博士加藤咄堂氏の如き大論文を初めとし其小編に至りては殆んど枚擧に遑あらずと云ふ有樣で有ります近頃英國教育家ビー、イー、マセソン氏の品性修養の方法なるものを見ましたが是は頗る要領を得て何人にも行ひ易く又た行へば必らず効果を奏する事と信じます。仍て其筋だけを御紹介致します

一、營養を能くし運動を十分にする
二、毎日一定の時間必らず讀書する
三、山野川海に遊て靜に自然と交る
四、宗教の空氣を呼吸する
五、偉人に私淑するに努む

第一は體育上の注意で有ります如何に智者でも常に羸弱で顏色憔悴と云ふ風では品位が高いとは曰はれぬ體格強健にして顏色和悅なれば接する人をして何となく快感を與へる然れば品性修養には先づ體育の必要が有ります

是には大に營養を能くし十分に運動する事が必要で有ります此程米國より歸朝された尾崎東京市長の談に依りますと米國人の强健肥滿なるを見た眼では日本人の顏色の惡いのが著しく心細く感ずる

是れは畢竟營養が惡いからである今後大に營養を能くし一等國民の體軀を作らねでならぬと曰はれた誠に最もな說であります

第二は讀書の勵行で有ります前に常識の明と曰ふ事を申しましたが此の常識の明を得るには讀書より外に途はない時勢は刻々進歩します是れに處して後れぬ丈けの常識を得るには努めて新聞に眼を徹し新刊の書を讀まねばならぬ

第三は浩然の氣を養ふの道で是は山川に遊で自然界に接觸するのが最も良い宇宙間は實に廣大である吾人の住する地球の周圍が二萬四千九百里であると曰ふが是れ實に廣大である然るに是を太陽に比べると地球の大さを米粒一粒とすれば太陽の大さは實に七斗二升に及ぶと申します此の距離が三千七百萬里で汽車の最大速力を以て晝夜兼行して三世紀を要すと申します一秒時間に百六十六間を走る音響すら太陽より地球まで十四年を經て漸く達すと申します如何にも宇宙は廣大なものである太陽より更らに上へ〳〵と登れば太陽に三千倍の大さの星が有ると天文學者は申しますがシテ觀れば此の空間は横にイクラ竪にイクラとも計算の出來ぬ所謂無限絶大の大宇宙で有ります仍て吾人が此の廣大なる自然に接觸すれば心氣廓然として開け度量も又た頗る雄大に成る譯です二に自然界には調和の德が有ります。四十萬種の動物の吐き出す空氣は十四種の植物之を吸ひ植物の吐き出す空氣は動物が之を吸ふ誠に都合よく出來て居る『吹く風と谷の水とが無かりせば深山がくれの花は見ましや』とか。奥山に珍らしき花が咲く實が上る風で谷へ飛ぶ谷川の水で運ばれる原野に止まる翌年芽を生ず生長す花が咲く實が上る鳥が運ぶ爰に亦た芽を生ずソコデ自然の景色は東北も九州もサノミ變らぬ誠に自然界は調和の本場で有る吾人若し精神内に調和を缺いた場合所謂變調の時一タビ此の自然界に出でゝ遊べば忽ち心胸能く調和するを覺へます

第四は宗教的生活　是に依て不動の精神を養ひ自らは安心立命の境に達し他に對しては同情的交際を爲す（宗教の事は後日更に詳述するとして）

第五は偉人崇拜で是れは英のマセソン氏の說中には無いのですが高瀨博士は修養の方法として偉人に近接する事が最も良いと曰れはた是は私も同感で有りますから特に本項を加へたので有ります偉人とまでは行かずとも自分の知つて居る人の中には品位が高潔で意中常に尊敬する人が有ります其人處を折々訪問して近接する事は自己の品性を高上する上に大に力が有ります其他偉人傳を讀んで古の偉人に接するのも修養の一法で有り。また偉人の肖像を居間の額として朝夕其風姿に接するも大に品性の修養になります

以上述べました事は甚だ平凡で有りますカ、ル事柄は唯だ言ふたり唯だ聞たりする上には殆んど何等の價値も無い、能く是を實行する人に於て無上の價値を顯はすのであります

通信

○大分だより

江上秀吉報

▲日出教濟會

縣下速見郡日出警察署管内に於ける各宗五十一ケ寺の聯合組織に係る日出教濟會は三月十日發會式を擧行定刻に至るや會員一同佛前に於て讀經し終りて會長該會の旨趣及開會の辭を宣し次に和田典獄出獄人保護に關する講話同地警察署長の祝詞等あり會長閉會の辭を述べて散會せり當日の出席者會員の外典獄、警察署員、町村長、縣會議員新聞記者及町村の有志者等八十有餘名盛會を極めたり

▲玖珠郡洗心會

玖珠郡眞宗教團洗心會は三月十三日發會式を擧行せらる先づ會長開會の辭を述べ次に副會長朗讀し來賓和田典獄、中村森警察署長の出獄人保護に關

する講話小學校長及青年會代表者の祝詞、郡長及眞宗本山幷に別院其他各地よりの祝詞祝電朗讀會員總代の祝辭會長の講話ありて閉會せり當日出席者は以上の外町村長、學校長、青年會員及町村の有志者等にして頗る盛會なりし

▲佛敎四恩會

當大分郡南部戸次外三ケ村に於ける各宗寺院共同し佛敎四恩會を組織せるが發會式擧行當日は會長開會の辭に次で典獄代理上田看守長、藤原鶴崎警察分署長及大分日々新聞記者、村長、小學校長、理事、相馬文學士等の祝辭、講話ありて閉會を告げたり

○遠州保護會發會式

（濱松香溪生報）

濱松分監長中村時夫氏は去る四十二年赴任以來免四保護事業の必要を認め之を靜岡典獄及判檢事等に謀りたる結果幸に多數の贊成者を得先月廿四日之が發會式を擧行せり有志八十餘名出席小西市長を會長に中村分監長を副會長に推選し會則を議了したる後濱名郡長、大橋判事、清原檢事、伊集院典獄、井上辯護士、多額納稅者中村藤吉等の祝辭演說ありて頗る盛況を極めたり

保護會旨趣書

夫れ社會の安寧を害する者は犯罪者なり監獄は彼等犯罪人に對し諸般の機關を設け常に改過遷善の道を講じ勤勉勞働の習慣を涵養しつゝあるか故に猛惡の徒も獄內の敎養感化により飜然前非を反省し出獄の上は必らず正業に基き改悛の實効を擧げんとするもの復鮮なしとせず然りと雖とも彼等は遠く社會より排斥せられ最愛の妻子は爲めに離散し父母兄弟は鄕黨に憚りて歸參を許さず入るに家なく賴るに人なし偶々業務を得ることあるも一朝出獄者たるを暴露するに於ては忽ち厭忌せられ其職を失ふに至り犯罪を再ひするの不得止に陷るは社會の爲め實に吾人の慨嘆する處なり今夫れ出獄人保護事業は犯罪豫防の一政策として此等刑餘の人を利用扶掖して以て正業に誘導し自活するの途を與へ社會の安寧を保全するにあり各府縣は既に競ふに保護機關を設け之れか進捗を計りつゝあり然るに我濱松に在ては未た何等見るへき設備なきは豈に夫れ遺憾ならすや茲に我等同志相謀り保護會を設立し出獄人を救濟し社會改善に貢獻すると同時に同胞に對する人道を盡さんとす願くは博愛仁慈なる志士奮て本會の旨趣を贊成せられんことを

明治四十五年三月　　首唱者

保護會々則

第一章　總則

第一條　本會を遠州保護會と稱し濱松市に之を置く

第二條　本會は主として濱松分監の出獄人にして必要と認むる者に保護を與へ獨立自活の途を得せしむるを以て目的とす

他監獄の出獄人と雖も濱松分監所轄內に在住すへき者にして必要ありと認めたる場合は保護を與ふることある可し

第三條　本會は前條の目的を達せんか爲め概ね左の事業を爲す

一　職業を紹介すること

二　必要と認むる者に對しては相當期間本會に止宿せしめ適當の業務に從事せしむること

三　疾病其他事故の爲め共助を要するときは相當の金品を惠與すること

四　出獄者と家庭との間に於て不和合の爲め歸住困難の事情ある者に付ては其融和の勞を採ること

五　出獄時に於て衣類又は歸鄕旅費なき者に衣類金品を惠與すること

六　在監人及被保護者の家族にして救助の必要あるときは相當の助力を與ふること

第四條　本會の保護期間は三ケ年を限りとす但し情狀に依り期間を延長することあるへし

第五條　本會は會員及有志の義捐金並に積立金の利子官廳の補助金其他の收入を以て維持す

第六條　本會々則は總會の決議を經るにあらされは改正變更を爲すことを得す

第七條　本會業務施行に關する事項並に出納手續は會長別に之を定む

第二章　會員及義捐金

第八條　會員を別ちて左の四種とす

一　名譽會員

本會に於て特に推薦したる者又は一時金百圓以上若くは之と同價格の物品を義捐したる者

二　特別會員

本會に對し功勞ある者又は金貳拾圓以上若くは之と同傾格の物品を義捐したる者

三　通常會員

金參圓以上若くは之と同價格の物品を義捐したる者

四　贊助會員
金壹圓以上若くは之と同價格の物品を義捐したる者

第九條　壹圓未滿の義捐金と雖も其義捐者の氏名は本會會簿に登錄し之を永遠に保存す

第十條　會員の資格を明瞭ならしむる爲め會員名簿を製し永遠に保存す

第十一條　義捐金五拾圓以上は十年拾圓以上五年參圓以上は三年以内に於て月賦又は半年賦の方法を以て分納することを得

第十二條　會員にして本會の體面を汚損する行爲ありたる者は評議員會の決議に依り之を除名す

第三章　役　員

第十三條　本會に左の職員を置く
一、會長一名　本會を代表し會務を總理す。二、副會長一名　會務を整理し會長事故あるときは其事務を代理す。三、評議員若干名　本會に關する重要の會務を決議す。四、幹事一名（評議員を兼務することを得）會長の指揮を受け庶務會計に從事す。五、事務員一名　幹事の指揮を受け會務に從事す。六、教師一名　被保護者の教化に從事す。七、醫師一名　被保護者の檢生及治療に從事す。役員の增員を必要とするときは評議員の決議を經て增加することを得

第十四條　會長及副會長は會員中より推薦し評議員其他の役員は會長之を囑託す囑託を解くときも亦同し

第十五條　本會の役員は幹事及事務員を除くの外總て無給とす

第四章　會　計

第十六條　本會の會計年度は每年一月二日より十二月三十一日迄とす

第十七條　本會の收支豫算は每年度の初めに於て評議員會の議に付するものとす

第十八條　本會の收入金は會長の名を以て確實なる銀行に領金し利殖するものとす

第五章　會　議

第十九條　本會の會議は總會及評議員會の二種とし會長を以て議長とす

第二十條　總會は每年一回通常會員以上を會し事業の成績金錢出納の報告をなし重要なる事項を審議す

第二十一條　評議員會は必要の都度會長之を召集し本則に定めあるもの、外凡そ左の事項を審議す
一、收支決算に關すること　二、財產管理及處分に關すること　三、會長に於て必要と認めたること

第二十二條　議事は出席員の過半數を以て決し可否同數なるときは議長之を決す

彙報

○指紋の效果

昨秋福岡に擧行せる大演習へ　陛下行幸の際に於て三池監獄より九名の逃走者を出だし當時九州の天地を震駭せしめたる椿事ありしが其後追々縛に就き獨り電小僧事後藤喜太郎のみ未だ逮捕に至らず苦心搜索中這般圖らず强盜傷人被告事件にて山口監獄に入監せる福岡縣士族河原涉と稱するもの擧動前科者たるの疑あり其旨同監獄よりの知照に依り司法省指紋係に於て指紋對照の結果該被告人は三池を逃走せる後藤喜太郎なる事を認め直ちに同監獄へ回答取調たる處果して相違なき旨自白に及べりと

○傷害事故

▲怒氣一時に勃發

京都監獄在監者懲役十四年囚西村淺太郎は三月十二日午前八時二十分頃と覺ゆ第四方面第一工場に於て就業中懲役五年囚同監人沼間光太郎に對し突然作業用の疊庖刀を以て切付け前頭結節及上口唇人中線の二ヶ所に創傷を負はしめたり而して其原因は作業上に就き口論を爲したるが光太郎が喝弄的言語を吐きたるものと誤信し一時に怒氣心頭に逆りたるに因す

▲嫉妬の及傷

樺戸監獄無期懲役囚佐藤三次郎は同受刑者市川守之助と豫て親密なる間柄なりしに近來又た三次郎は同一場所に於て就業せる受刑者守山喜兵衞とも亦交際を深くし蜜の如き關係あるを見て守之助は邪推を挾み交々不快の感情を懷き居たる折柄三月二十一日守之助は三次郎に當るが如き擧動ありしを以て三次郎は益々不快の念に堪へず同日午後九時四十五分其居房同監獄第三監第三房に於て備附柄杓の柄を拔取之を以て寢臥せる守之助の頭部を突き前頭左側に大さ約二分深さ骨に達せる創傷一

個外二個所の傷を負はせたり

▲不當の挨拶

又同監獄無期徒刑囚吉川巳之吉は二月十四日居監隣席の受刑者西原孫四郎の鼾聲に妨げられ睡眠就らざるを以て同人を喚起し之を注意したるに不當の挨拶をなしたるを怒り同日午後七時五十分監房常置の手桶の蓋を以て孫四郎を毆打し同人の上唇外四ヶ所に創傷を負せたるものなるが這般右巳之吉は懲役一年に處せられたり

○刑の執行猶豫及取消人員

四十四年十月より十二月に至る三ヶ月に於ける刑の執行猶豫表は其筋より管內裁判所及監獄等へ配付せられたるが同表に依れば同期間最も多きは地方裁判所にては東京の二百四人を首とし次は福島の百十二人札幌の百十一人山形の百十六人大阪の百一人仙臺の百人なり次は新潟の九十九人神戸秋田の八十人福岡の七十八人長野の七十五人橫濱の七十一人青森の六十七人鹿兒島の六十二人にして其他は五十人以下なり控訴院にては東京六十五人廣島四十五人大阪四十人名古屋二十二人長崎函館各十六人宮城八人にて大審院は二十四人なり最も少きは宮城の四人樺太の七人岐阜の九人松江の十人等なり又當初より十二月までに執行猶豫の言渡を受けたる人員は四萬三千五百五十一人にて取消處分を受けたるは千七百八十八人にして猶豫の言渡を受けたる百人に對する四人一一は取消處分を受けたる割合なり

○死體解剖の數

四十四年中監獄に於て死亡したる者にして引取人なき死體を官公立病院學校等の請求に依り解剖の爲め交付したる數左の如し

小菅	三	東京	一	靜岡	一
豊多摩	八	岐阜	一	金澤	六
宮城	一八	京都	一七	大阪	四七
堀川	一五	奈良	一四	和歌山	二
神戸	四	岡山	二〇	廣島	二
山口	二	鳥取	一三	松江	一
三重	三二	長崎	一二	福岡	二六
佐賀	四	熊本	一八		
計	二百六十五				

○看守の懲戒免職人員

三月中各監獄看守にして懲戒免職に處せられたるもの五十二人に及び前月より多きこと十五人なり懲戒の事由は職務拋棄其他誓約に違背したるもの四十三人職務怠慢一人監獄官吏たる體面を損ひ威信を失墜したるもの八人なりと

○札幌監獄の風害

北海道に於て三月十八日朝來雪を交へたる北西の風は時々刻々風力を增し果ては强風となり翌十九日には颶風と變じ廿日の朝に至るまで吹荒みたる暴風は實に全道測候所設置以來未曾有の記錄を作りたりとの事なれば如何に風力の强大なりしかを推知するに足るべし去れば札幌監獄にては非常を警戒し防備に油斷なかりしも十八日の午後九時頃俄然電燈線切斷せられ監內闇黑咫尺を辨ぜざる折柄驚然地響きせりと覺ゆるや檢身所北方東北隅の屋根幅三間棟より軒まで裏板垂木とも十二三間吹き飛ばされ續ひて第一工場第四工場厩第十工場の屋根は剝去られ其柾板木片は飛散して窓を打碎き硝子を破壞し更に十一時頃北西方の板塀三百六十間は倒潰して雪中に埋沒し又埋沒を免れたる部分も倒潰して用を爲さず報知器は切斷され烟筒は折れ構內の一哨舍は埋沒し監房其他諸處の出入口は閉塞せらるゝ等慘狀甚しきものありさて翌くる十九日には戒護看守を夫々要所に配置し一層警戒に怠なかりしも遂に又第九工場は土臺挫けて甚しき傾斜を見るに至れり其他官舍物置場井戸等の被害も亦尠なからざりしと

○議員の巢鴨監獄參觀

三月四日十五名及び三月十八日十八名の衆議院議員は巢鴨監獄を參觀せるが當日東道の勞を取る爲め谷田局長福井祕書官も亦出張局長並に典獄の詳細なる說明を聞き一々會得して歸れり

○甲府監獄の落成式

本月七日甲府監獄の建築落成式を擧行せるが當日は幸に天氣麗朗風なく日暄なる好日和なりし午前十一時を以て各來賓並に職員一同着席するや先づ渡邊典獄は莊重にして謹嚴なる式辭を述べ次て工事主任の報告を終り平沼司法次官は式辭を朗讀し谷田監獄局長は式辭演說をなし其他山下司法技師下山甲府地方裁判所長の演說並に祝辭朗讀ありて式を終るや暫時休憩の後趣向を凝したる壯麗なる會場に於て盛んなる宴を張て來賓を饗せり該日參列者の重なる人々は

平沼司法次官、谷田監獄局長、山下技師、谷野參事官、下山甲府地方裁判所長、竹田檢事正、信太山梨縣警察部長、加藤市長、河田聯隊長、石井典獄、白井典獄、井上甲府稅務署長、松崎甲府郵便局長、大河平西山梨郡長

等にして此他官公吏學校長辯護士醫師銀行家僧侶數地寄附者新聞記者山梨慈善保護會員監獄職員等無慮二百四十餘名なりき

○朝鮮監獄令

制令第十四號を以て朝鮮監獄令は三月十八日公布されたり

朝鮮監獄令

第一條　監獄に關する事項は本令其の他の法令に特別の規定ある場合を除くの外監獄法に依る

第二條　監獄法中主務大臣の職務は朝鮮總督之を行ふ

第三條　拘置署には笞刑の執行を受くべき者を留置することを得

第四條　新に入監する者傳染病に罹りたる者なるときは入監せしめざることを得

第五條　在監者には糧食の自辨を許すことを得

附　則

本令は明治四十五年四月一日より之を施行す



叙任

任看守長十級俸給與　（宮城）看守　内田敬二

七級俸給與　（長野）看守長　澁谷萬吉

依願免本官

依願監獄醫ヲ免ス　（十勝）監獄醫　小片丹藏

十勝監獄詰ヲ命ス　（網館）監獄醫　川島義夫

二級俸下賜

專任看守長　（秋田）司法技手兼看守長　福村太三郎

任看守長十一級俸給與　高坂堅造

長野監獄詰ヲ命ス

岡山監獄詰ヲ命ス　（甲府）技手兼看守長　小宅啓三郎

任看守長十一級俸給與　根津堯之輔

岐阜監獄詰ヲ命ス

前橋監獄詰ヲ命ス　（名古屋）看守長　土屋清夫

監獄醫ヲ命ス三級俸下賜

網館監獄詰ヲ命ス　古川順一郎

五級俸給與　（安濃津）看守長　俵　還

依願免本官

月俸三十三圓給與　（網川）看守長　津監澤司

安濃津監獄字治山田分監長ヲ命ス

任看守月俸二十三圓給與　（福岡）看守　藤野秀實

八級俸給與　（三池）看守長　三ケ尻一郎

依願免本官



會報

○監獄官練習所の開始

第四回監獄官練習所は豫定の如く開催する事となり、三月十五日午前十時を以て監獄協會に於て簡單なる開所式を擧行せり、谷田所長眞木豐野の兩事務官千石木無瀨森藤澤の各典獄等臨席、先づ谷田所長は大要左の如き訓示演說を爲し、親切なる訓誡と、周到なる注意とを與へたり。

諸君は遖般一定の試驗の下に學科品性兩ながら相當のものと認め各監獄より選拔されて當練習所に入所し今後四ケ月間生徒となりて養成さるゝものなれば愼め其覺悟なかるべからず而して先づ

▲第一監獄協會員並に監獄局に對する心得　監獄協會は全國一萬有餘の司獄官吏の共同機關にして而して當練習所は監獄協會が資を投じて經營せるものなれば竝に諸君を敎育するは即全國一萬有餘の司獄官吏が資を投じて諸君を敎育する所以にして恰かも猶ほ一萬有餘の會員が保護者となりて諸君を養成するに等しきものなり夫れ此の如くんば諸君の協會に負ふ所決して尠しとせず醒つて又之を監獄局に見るに近來事務繁雜にして孰れも多忙なるに拘らず可及的繰合して諸君に思想を注入し敎育するは諸君の勤勉習得して以て遖長なる司獄官たるを望むに外ならず依是之內一萬餘の會員に對し感謝すると同時に外監獄局に對し其望に背かざるの用意なかる可らず

▲第二練習に關する心得　練習の目的は那邊に在る歟言ふ迄もなく監獄に關する學術を授け實務の練習を爲さしめ之によりて執務に必要なる知識を養ふものなり

然るに困難なるは監獄に關する智識を授くる事是なり何となれば其學問たるや多樣にして且複雜なればなり第一監獄行政即刑を執行する上に就ての事なるが是には種々複雜なる關係ありて中々至難かしく而して斯學問は刑法其他に關係を有し其範圍や頗る廣汎なるものにして或學者は監獄學を評して聯邦政府の如きものなりと云へるが蓋し遖切なりと云ふ可しさて此の如き汎き學問を爲す事は容易の業に非すして一年や二年の間に研究を爲し得らるべきものに非す況んや四ケ月の如き短日月に於ておや其他刑法と云ひ刑訴と云ひ孰れも難澁なるものなり

從來練習所に於て之を授くるに極めて雜駁に多くの學科を詰込主義に概念だけ與へたる爲め却て蚊蜂取らずの觀ありし故に今回は學科に遖緯を爲し變更を爲せり即主として監獄の實務に直接なる關係を有するものを撰むと同時に他の心理學倫理學衞生學の如き緣遠きものは科外講義の如くにして時間を減少せりされど又一方に於て諸君は單に聽講するのみを以て滿足せず自ら考究し研究する態度に於て愚案及觀察を爲さゞる可らず尙附加して敎授方法に就き一言すべきは時々問題を掲げて即答をなす方法を採るを可とすべきも時間許さゞれば宿題によりて答案を求むる事あるべし

▲第三學校內に於ける心得　從來は豐野事務官生徒の依賴を受けて取締を爲せるも今回は之を罷め予首め理事一同にて取締を爲し別に敎務取締を置かず又諸君は監獄官吏にして規律と品格とを重んずべき人なれば一言一行に注意を拂ひ愼重なる態度を把らざる可らざると共に講師に對して敬禮を失せず相互には友愛を守らざる可らず

▲第四寄宿舍の件　諸君をして悉く寄宿舍生活を爲さしむる所以のもの實に以下の理由あるに基く第一學問を爲すには學生の氣風あるを要し學生の氣風を保たんには學生の境遇に在るを要す是寄宿の必要なる所以なり第二生徒を取締る上に於て規律を保つ上に於て必要なり第三生徒相互に切磋琢磨するの利益あり如此必要より設けたるにものして從來寄宿舍は巢鴨に在りしが今回は東京監獄に於て完全なる設備を爲せるに至極結構なり而して東京監獄典獄は理事にして幹事となれるものなれば其命令を遵奉せざる可らず

終りに臨みて一言せんに以上は內部に對する心得なるが寄宿舍外に於ける諸君の言動も亦常に愼重護畏ならざる可らず即如何なる地位に立ちつゝあるか如何なる責任を負ひつゝあるかを顧りみ而して自己は全國幾多の中より選拔せられたるものなるを觀念し自己の品位を高むるの心懸なかるべからず

次で**木無瀨東京監獄典獄は寄宿生としての心得方に就き次の如き意味を以て述ぶる所ありたり**

予は今回も亦諸君が練習中寄宿する寄宿舍の幹事となりて事務を取る事となれるが從來監獄より選拔せられたる諸君なれば素より品性業行等に就き固然する所なしと考へ深き注意を拂はず又立入りたる事もなさゞりしが其結果は餘り面白からざりし放に今回は品行上の監視を爲し逐一之を所長に上申する事となれり

昨年予の監獄の側に新に寄宿舍の設備成り諸君を寄宿せしむるに當てや一の利益あるとを豫期せり幷は監獄に近き處に此の如き設あれば日夕諸君の高尙なる一擧一動を瞥聞し諸君の言動は自ら幾百の囚徒の模範となり互訓誡となりて悔過遷善に益あらんことを希望せり然るに其結果は徒らに予をして豫期に反するを嘆ずるに至らしめたるを遺憾とす

と前期寄宿生の品行に就き縷述し、更に進んで今期生に望む所あり、懇々內外の心得及寄宿舍規則に就き說明を爲したり、終て眞木理事は席次の抽

籤に付き一言し、席順を定め、科目及講師人名並に授業時間割表を交付して、閉場せしは正に十二時なりき。

○監獄官練習所寄宿舍規則

同規則は左の如し

第一條　寄宿舍員は本規則に從の外寄宿舍內の動作に付監獄官練習所寄宿舍幹事（東京監獄典獄）の指揮監督を受くへきものとす

第二條　寄宿舍幹事又は其委任を受けたる代理者は時々寄宿舍を巡視し寄宿舍員の品行及び舍內の狀況を調査し其結果を監獄官練習所長に報告す

第三條　寄宿舍員は常に品行を愼み學事に勉勵し苟も舍內の風紀を紊り監獄官たるの名譽を損する如き行動なき樣注意すへし

第四條　寄宿舍員の居室は抽籤に依り之を定む抽籤に依りて定まりたる居室は寄宿舍幹事の許可を得るに非されは之を變更することを得す

第五條　寄宿舍員は日々居室を洒掃して清潔を保ち且各自の所持品を取り纏め整理し置くへし

第六條　室內に在ては各自靜肅を旨とし他の修學を妨害せさる樣注意すへし

第七條　室內に在ては飲酒することを許さす但寄宿舍幹事の認可を得たる者は食事の際晩酌を爲すことを妨げす

第八條　起床就寢及び食事は一定の時刻に之を揭示す

第九條　就寢時刻には小使をして各室一齊に消火せしむ

第十條　寄宿舍員は點燈器具に觸るゝことを得す

第十一條　寄宿舍員は豫め寄宿舍幹事の許可を得るに非されは外泊することを得す

外出時限は午後十一時とす已むを得さる事由に因り遲刻したる者は翌朝其事由を寄宿舍幹事に屆出て追認を請ふへし

第十二條　食事時間は一時間とす

第十三條　食事時間後二時間を經過したる後歸舍したる者は賄を要求することを得す但練習所の都合に依り遲刻したるときは此限に在らす

第十四條　休日外出の爲め三餐を通じて賄を要せさる者前日其旨を賄方に豫告したるときは當日の賄料を控除す

第十五條　病氣の爲め醫療を要する者は其旨を寄宿舍幹事に申出て東京監獄監獄醫の診斷治療を受くることを得

第十六條　夜間急病の場合に於ては東京監獄當直看守長に申出つへし

第十七條　外來訪問者の應接は必す應接所に於て之を爲すへし

寄宿舍員は寄宿舍に關せさる用務の爲め小使を使役することを得す

○茶話會

客月九日即第二土曜日午後一時より茶話會例會を本協會に開催先づ浦和監獄典獄三浦貢氏は川越幼年監に就て殆んど一時間に亘り詳細に其狀況を演べ次で文學博士南條文雄氏は六方禮經の五十六ヶ條を題目として各條に就き縷々說明を爲し各自の端守すべき道を滔々懸河の辯もて講述されて會を終りしは五時頃なりき此日來會せるもの左の如し

石川亥之松　福井　禮吉　藤本　廣惠　結城　冬榮
並木新右衛門　和田榮太郎　清塚　德治　吉川　一江
佐江　敬義　原　卓一　齋藤　康磨　小杉　文明
景山　榮志　三輪榮太郎　久我榮三郎　大澤　利之
佐藤鉦次郎　原口淺次郎　金子　三郎　藤居　處
栢山　藤吾　齋藤　友治　土倉　是空　齋藤　源造
押田松次郎　常石政次郎　坂井　列　森口幸之助
岩出三五七　坂　外次郎　玉生寬一郎　神崎保之助
峰岸　邊　中村夏太郎　中崎清三郎　兩角平八郎
市東內藤吉　田山清四郎　松島與三一　君塚庄次郎
長部金次郎　大西小太郎　田瑞喜三郎　佐々木俊籍
淺川角太郎　小原綱五郎　土川種次郎　松岡彌一
長妻　牛藏　秋葉　日慶　川島　祐太　田村　洪一
布川　留吉　簑田　長平　須川　留吉　大村　曉心
本真　英龍　姉崎　巖藏　栁野　正照　稻葉　春榮
手塚　角平　藤井　靜衛　小池　博道　宮路　高吉
武田　慧宏　十河　政之　大久保　一　多田　忠司
吉田　才二　野村　清磨　長塚　啓哉　三輪　眞保
白崎　多藏　岡田　萬雄　下河　鏡英　西本　龍拳
江木　松雄　涌水　支痴　引野　信夫　原　胤昭
石島　與　森　一作　渡邊　武直　石井　光美
坪井　直彦　薄澤　正啓　三浦　貫　大曾根吉太郎
大西小太郎　古瀨　安俊　關平田彦次郎　兒島　三郎
岡部　安憲　香川又二郎　島田　榮造　佐野　佳夫
山口　知信　森　元紘　高松　知周　谷田　三郎
眞木　喬　谷野　格　豐野　胤珍

○谷田會長の福島出張

谷田會長は本月二日出獄人保護事業を目的とせる福島縣佛敎慈善會聯合總會に臨席せり

○會長及理事の臨場

豫て建築中なりし甲府監獄は彌々今般落成したるを以て其開廳式を擧行する事となり谷田會長及び谷野理事は本月七日右へ臨場せり

○豐野理事の巡閲

豐野理事は富山福井金澤新潟長野の各監獄巡閲の用を帶び去る五日出發せり



司法　第二卷　第四號（四月廿五日）

毎月一回廿五日發行
一部定價十二錢
六ケ月分前金七十錢
一年分前金一圓廿錢

▲評　論▼
○司法官會同席上ニ於ケル司法大臣訓示
▲判　例▼
民　事
○訴門統合○民法一七八條第三項○裁判上ノ和解○戸籍法○愚連○證據ノ評○給付ノ評○證明○民訴法四二二條第三號等
商　事
○會社ト相殺○商行爲ト更改○手形代理ト心裡留保○破產法等
刑　事
○同性正犯○刑法第○衆議院議員選擧法八七條一項一號ノ適用等
大審院刑事判決例
○證據法○親告罪○時効○建造○刑法一八二條○公定○證據○共犯○教唆○刑訴法一四一條○受命判事○刑法一六七條等
▲言　論▼
○監獄ニ於ケル作業賞與金ノ支出ニ就テ
司法省會計課　湯谷淺藏
▲問　答▼
○過失致死ト推定スヘキ證據○刑執行停止申請書ニ添フヘキ場合ト判斷法○二個ノ刑ヲ併セ執行スル場合ノ刑ノ作業賞與金計算○酒保監獄ニ引渡ス場合ニ於ケル作業賞與金ノ給否○監房用筆墨○證據ノ見分○古綿打直ト出納簿○支官任用令六條○電鈴設置○時效○檢事○大字ニ對スル照會書○其他五件
▲公　文▼
○刑事局甲第一號通牒○甲第六號通牒○甲第二八號回答○甲第二七號回答○甲第二九號回答○在監者懲罰事件簿○典獄協議會○指定假釋○監獄會議所○新入監者人員○送籍分監ニ移證ス女囚拘禁方ノ件
▲時　論▼
○民事○商事○刑事○公法
▲異　動▼
○司法省○裁判所○檢事局○監獄○辯護士○公證人○破產管財人○執達吏○出張○轉居○消息

發行所　東京府豐多摩郡千駄ヶ谷町原宿二二四（振替東京六二〇八番加入者名高橋政助）司法社發賣所　東京市神田區神保町振替東京五四〇六番　有斐閣雜誌店

會費送附方	
屑書	東京市麹町區西日比谷町
番地	壹番地
宛名	監獄協會理事　眞木喬
振込局名	司法省內郵便局

明治四十五年四月二十日發行（定價金拾貳圓）

發行兼編輯人　東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地　豊野胤珍

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

發行所　東京市麹町區四日比谷町壹番地　監獄協會

印刷所　東京市四谷區荒木町二十七番地　東京書院印刷部

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院